

# 資料編

- 参考資料－1： 計画の策定体制と経過
- 参考資料－2： 山梨県地球温暖化対策条例
- 参考資料－3： 国内外における取組の経緯
- 参考資料－4： 二酸化炭素排出量の対全国比較
- 参考資料－5： 温室効果ガス排出量の未対策将来推計(新たな排出削減対策を講じない場合)
- 参考資料－6： 温室効果ガス排出量削減対策効果の推計結果
- 参考資料－7： 電力の係数を変えた場合の削減効果
- 参考資料－8： 進行管理指標について
- 参考資料－9： アンケート・ヒアリング調査結果の概要
- 参考資料－10： 用語解説



## 参考資料－1 計画の策定体制と経過

本計画を策定するに当たり、学識経験者の専門的意見及び県内各界からの意見を反映するため、「山梨県環境保全審議会地球温暖化対策部会」を設置し検討を行うとともに、「山梨県環境保全審議会」において審議しました。

### ○山梨県環境保全審議会委員

審議会委員 30名（第7期任期：平成24年11月10日～平成26年11月9日）

職	氏名・所属役職	
会長	かざま 風間 ふたば	山梨大学教授
副会長	ゆもと みつこ 湯本 光子	山梨県淡水生物調査会 会長
委員	あおき すずむ 青木 進	山梨県猛禽類研究会 会長
委員	あしざわ きみこ 芦澤 公子	NPO法人みどりの学校 理事長
委員	あまの きみお 天野 公夫	山梨県商工会議所連合会（甲府商工会議所環境問題委員長）
委員	いしい みちお 石井 迪男	(株)サン・グローバル総合研究所 顧問
委員	いしかわ けい 石川 恵	弁護士
委員	うしおく ひさよ 牛奥 久代	山梨県女性団体協議会 会長
委員	うるしはら しょうじ 漆原 正二	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
委員	おおくぼ えいじ 大久保 栄治	山梨学院短期大学特任教授
委員	かたに のりたか 片谷 教孝	桜美林大学教授
委員	きたがわ すずむ 喜多川 進	山梨大学講師
委員	しおざわ ひさのり 塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館 館長
委員	しまざき よういち 島崎 洋一	山梨大学准教授
委員	そうま やすまさ 相馬 保政	山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
委員	たけこし ひさたか 竹越 久高	山梨県市長会 理事（山梨市長）
委員	つのだ けんろう 角田 謙朗	山梨大学非常勤講師
委員	とばし きんろく 土橋 金六	山梨県森林組合連合会 代表理事会長
委員	ながい ひろこ 永井 寛子	NPO法人スペースふう 理事長
委員	なかざわ はるちか 中澤 晴親	日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長
委員	はらだ しげこ 原田 重子	山梨県商工会連合会 女性部連合会長
委員	ひらやま きみあき 平山 公明	山梨大学教授

職	氏名・所属役職	
委員	ふかさわ としお 深沢 登志夫	山梨県猟友会 会長
委員	ふなき なおよし 船木 直美	山梨県町村会 副会長（小菅村長）
委員	ふるや としたか 古屋 寿隆	山梨県山岳連盟 会長
委員	やまがた げんたろう 山縣 然太郎	山梨大学教授
委員	やまのい ひでとし 山野井 英俊	公募委員
委員	やまもと こうじ 山本 紘治	山梨県希少野生動植物種指定等検討委員会 ほ乳類部会長
委員	よこうち ゆきえ 横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事
委員	わたなべ とみたか 渡邊 富孝	公募委員

○山梨県環境保全審議会 地球温暖化対策部会委員

審議会委員 3名

	氏名	所属等
1	〈部会長〉 しまざき よういち 島崎 洋一	山梨大学生命環境学部准教授
2	〈部会長代理〉 いしい みちお 石井 迪男	(株)サン・グローバル総合研究所顧問
3	きたがわ すすむ 喜多川 進	山梨大学生命環境学部講師

専門委員 9名

	氏名	所属等
1	あおやぎ 青柳 みどり	国立環境研究所環境計画研究室長
2	あきやま たかひろ 秋山 高広	甲府市地球温暖化対策地域協議会長
3	いまむら しげこ 今村 繁子	山梨県消費生活研究会連絡協議会長
4	しむら こうじ 志村 宏司	山梨県生活協同組合連合会専務理事
5	すぎうら ただし 杉浦 正	(一社)山梨県トラック協会専務理事
6	すすき みのる 鈴木 実	環境に関する企業連絡協議会事務局長
7	ただき だいじ 忠木 大仁	甲府市大型店協議会 ((株)いちやまmart開発部長)
8	もとやま さとし 許山 敏	山梨県森林組合連合会参事
9	わかさ みほこ 若狭 美穂子	(一社)山梨県建築士会女性部相談役

○策定経過

年月日	内容
平成25年2月1日	第35回環境保全審議会 地球温暖化対策部会の設置について
平成25年6月25日	第1回地球温暖化対策部会 1 現行計画の進捗状況・課題について 2 新たな計画策定の基本的な考え方について
平成25年8月30日	第2回地球温暖化対策部会 1 地球温暖化対策実行計画の骨子案について 2 2010年度山梨県の温室効果ガス排出量について 3 地球温暖化対策に関する施策の実施状況について
平成25年12月17日	第3回地球温暖化対策部会 地球温暖化対策実行計画の原案について
平成26年1月24日	第4回地球温暖化対策部会 地球温暖化対策実行計画の原案について
平成26年2月5日	第38回環境保全審議会 地球温暖化対策実行計画の原案について
平成26年2月11日 ～3月12日	パブリックコメントの実施
平成26年3月25日	エネルギー地産地消推進本部第3回本部会議 パブリックコメントの実施結果、計画の決定

## 参考資料一 2 山梨県地球温暖化対策条例

平成 20 年 12 月 26 日

山梨県条例第 49 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 地球温暖化対策実行計画等（第 8 条・第 9 条）
- 第 3 章 事業活動に関する地球温暖化対策（第 10 条・第 11 条）
- 第 4 章 自動車の使用に関する地球温暖化対策（第 12 条—第 14 条）
- 第 5 章 森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策（第 15 条・第 16 条）
- 第 6 章 電気機器等に関する地球温暖化対策（第 17 条・第 18 条）
- 第 7 章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（第 19 条）
- 第 8 章 環境物品等の調達の推進に関する地球温暖化対策（第 20 条）
- 第 9 章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習（第 21 条）
- 第 10 章 雑則（第 22 条—第 25 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、山梨県環境基本条例（平成 16 年山梨県条例第 2 号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。第 5 号において「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 環境保全活動団体 法第 24 条第 1 項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターその他環境の保全を図るための活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。
- (6) 観光旅行者等 観光旅行、余暇活動等の目的で一時的に県内に滞在する者をいう。
- (7) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱その他規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による地球温暖化対策の策定に当たっては、市町村、事業者、県民及び環境保全活動団体と連携して、これを行うものとする。

3 県は、第1項の規定による地球温暖化対策の実施に当たっては、市町村、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等と連携して、これを行うものとする。

4 県は、市町村が行う地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

5 県は、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因となっていることを自覚するとともに、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、その日常生活に伴う温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因となっていることを自覚するとともに、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(環境保全活動団体の責務)

第6条 環境保全活動団体は、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うとともに、その活動を通じて、事業者、県民及び観光旅行者等の地球温暖化の防止に関する理解を深め、並びにこれらの者の地球温暖化対策への参加を促進するものとする。

2 環境保全活動団体は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(観光旅行者等の責務)

第7条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 観光旅行者等は、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

## 第2章 地球温暖化対策実行計画等

(地球温暖化対策実行計画)

第8条 知事は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実施するため、地球温暖化対策に関する計画(以下この条及び次条において「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地球温暖化対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 県内における温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標

- (2) 県が自らの事務及び事業に関して行う温室効果ガスの排出の抑制に関する目標
  - (3) 前2号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 知事は、地球温暖化対策実行計画を策定しようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、地球温暖化の防止に係る技術の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策実行計画を変更するものとする。
- 5 第3項の規定は、地球温暖化対策実行計画の変更について準用する。

(地球温暖化対策の実施状況の報告)

第9条 知事は、毎年度、地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化対策の実施状況を山梨県環境保全審議会に報告しなければならない。

### 第3章 事業活動に関する地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出の状況の把握)

第10条 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況の把握に努めるものとする。

(排出抑制計画)

第11条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(第3項、第23条及び第24条第1項において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(以下この条において「排出抑制計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 排出抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量について事業者が自ら定める目標
- (3) 前号の目標を達成するための基本方針及び当該基本方針に基づき講ずる措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、排出抑制計画を作成し、知事に提出することができる。

4 第1項又は前項の規定により排出抑制計画を提出した事業者は、排出抑制計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の排出抑制計画を知事に提出しなければならない。

5 第1項又は第3項の規定により排出抑制計画を提出した事業者は、規則で定めるところにより、排出抑制計画(前項の規定により変更後の排出抑制計画を提出した事業者にあつては、変更後の排出抑制計画)の実施状況を知事に報告しなければならない。この場合において、当該事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、第16条の規定により認証された温室効果ガスの吸収の量その他規則で定める措置を講ずることにより排出が抑制され、又は吸収された温室効果ガスの量を減じた量を報告することができる。

6 知事は、第1項若しくは第3項の規定による排出抑制計画の提出があつたとき、第4項の規定による変更後の排出抑制計画の提出があつたとき又は前項の規定による実施状況の報告があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。



#### 第4章 自動車の使用に関する地球温暖化対策

##### (自動車の使用の抑制等)

第12条 自動車(原動機付自転車を含む。以下この条及び第14条第1項において同じ。)を使用する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関の利用、自転車の使用等により、自動車の使用の抑制に努めるとともに、自動車を使用する場合においては、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車を使用するよう努めるものとする。

2 自動車を使用し、又は所有する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための自動車の適正な運転及び整備(次条において「環境に配慮した自動車の運転等」という。)に努めるものとする。

3 知事は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

##### (通勤における温室効果ガスの排出の抑制)

第13条 事業者は、その従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、事業所の立地条件に応じ、従業員に対し、公共交通機関の利用、自転車の使用等の促進、環境に配慮した自動車の運転等に関する研修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (自動車環境計画)

第14条 事業の種別ごとに規則で定める台数以上の自動車を使用する事業者は、規則で定めるところにより、その使用する自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画(以下この条において「自動車環境計画」という。)を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。

2 前項の事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、自動車環境計画を作成し、知事に提出することができる。

3 前2項の規定により自動車環境計画を提出した事業者は、自動車環境計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の自動車環境計画を知事に提出するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により自動車環境計画を提出した事業者は、規則で定めるところにより、自動車環境計画(前項の規定により変更後の自動車環境計画を提出した事業者にあつては、変更後の自動車環境計画)の実施状況を知事に報告するものとする。

5 知事は、第1項若しくは第2項の規定による自動車環境計画の提出があつたとき、第3項の規定による変更後の自動車環境計画の提出があつたとき又は前項の規定による実施状況の報告があつたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

#### 第5章 森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策

##### (森林の保全及び整備の推進等)

第15条 事業者、県民及び環境保全活動団体は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する理解を深めるとともに、連携して、森林の適切な保全及び整備並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

(温室効果ガスの吸収の量の認証)

第 16 条 知事は、事業者、環境保全活動団体その他の知事が定めるものが県内の森林の適切な整備を行った場合には、知事が定めるところにより、当該整備による温室効果ガスの吸収の量を認証することができる。

#### 第 6 章 電気機器等に関する地球温暖化対策

(温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機器等の使用)

第 17 条 電気機器その他のエネルギーを消費する機械器具（以下この条及び次条第 1 項において「電気機器等」という。）を使用する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない電気機器等を使用するよう努めるものとする。

(省エネルギー性能の表示等)

第 18 条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下この条において「特定電気機器等」という。）を規則で定める台数以上陳列して販売する者（店舗において販売する者に限る。次項、第 23 条及び第 24 条第 1 項において「特定電気機器等販売事業者」という。）は、規則で定めるところにより、特定電気機器等の見やすい箇所に、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能（エネルギーの消費量との対比における特定電気機器等の性能として規則で定める方法により算定した数値をいう。次項において同じ。）に関する情報を表示しなければならない。

2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、その販売する特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない。

#### 第 7 章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

第 19 条 県は、率先して、再生可能エネルギーを変換してその事務及び事業のために使用する電気を得るための設備の導入その他再生可能エネルギーの利用の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者及び県民による再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、これらの者に対し、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 8 章 環境物品等の調達の推進に関する地球温暖化対策

第 20 条 事業者は、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。）の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

#### 第 9 章 地球温暖化の防止に関する教育及び学習

第 21 条 県は、学校、地域、家庭等と連携し、幅広い世代を対象に、学校教育、社会教育、家庭教育その他あらゆる機会を通じて、地球温暖化の防止に関する教育及び学習を推進するものとする。

2 知事は、地球温暖化の防止に関する教育及び学習を推進するための指針を定めなければならない。

#### 第10章 雑則

(指導及び助言)

第22条 知事は、事業者、県民、環境保全活動団体及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定電気機器等販売事業者に対し、この条例に基づく措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び公表)

第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第11条第1項又は第4項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした特定事業者
- (2) 第11条第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした特定事業者
- (3) 第18条第1項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第2項の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をした特定電気機器等販売事業者
- (4) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2 知事は、前項各号に掲げる者が正当な理由がなく同項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を当該者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第14条、第16条、第18条、第23条及び第24条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第67号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条第5号の規定の適用については、同号中「地域地球温暖化防止活動推進センター」とあるのは、「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」とする。

参考資料－3 国内外における取組の経緯

表 3-1 国内外における取組の経緯

	世界の動き	日本の動き
1988	・ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の設置	
1990	・ IPCCが第1次評価報告書を公表	・ 政府が地球温暖化防止行動計画を決定 2000年にCO <sub>2</sub> などの排出量を1990年レベルに戻すとの目標を設定
1992	・ 気候変動枠組条約の採択 ・ 地球サミットにて同条約の署名開始	
1993		・ 気候変動枠組条約への加入 ・ 環境基本法の制定 地球環境保全に法的基礎を与える
1994	・ 気候変動枠組条約の発効	・ 環境基本法に基づき、環境基本計画を閣議決定 地球温暖化対策についての長期、中期及び当面の方針を定める
1995	・ 気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)の開催 ・ IPCCが第2次評価報告書を公表	
1997	・ 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)の開催 ・ 京都議定書の採択 2008～2012年までの排出量について、法的拘束力のある目標を設定	
1998	・ 気候変動枠組条約第4回締約国会議(COP4)の開催 ブエノスアイレス行動計画の採択	・ 地球温暖化対策推進大綱決定 ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立
2005	・ 京都議定書の発効 ・ 気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11)、京都議定書第1回締約国会議(COP/MOP1) 「気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話」の開始	・ 京都議定書目標達成計画の閣議決定
2006	・ 気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)、京都議定書第2回締約国会議(COP/MOP2)	・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)の公開 ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の導入
2007	・ 気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)、京都議定書第3回締約国会議(COP/MOP3) ・ IPCCが第4次評価報告書を公表	
2009	・ 気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)、京都議定書第5回締約国会議(COP/MOP5) コペンハーゲン合意	
2010	・ 気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)、京都議定書第6回締約国会議(COP/MOP6) カンクン合意	
2011	・ 気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)、京都議定書第7回締約国会議(COP/MOP7) ダーバン合意	・ 京都議定書第二約束期間への不参加表明
2012	・ 気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)、京都議定書第8回締約国会議(COP/MOP8) ドーハ合意	・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始 ・ 地球温暖化対策税の導入
2013	・ 気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP19)、京都議定書第9回締約国会議(COP/MOP9) 2020年以降の枠組みについて議論の前進につながる成果が得られた(ワルシャワ)	・ J-クレジット制度の開始

## 1 世界の動きについて

### (1) IPCC と評価報告書

IPCC は、議長、副議長、三つの作業部会及び温室効果ガス目録に関するタスクフォースにより構成されています。それぞれの任務は以下の通りです。

第 1 作業部会：気候システム及び気候変化の自然科学的根拠についての評価

第 2 作業部会：気候変化に対する社会経済及び自然システムの脆弱性、気候変化がもたらす好影響・悪影響、並びに気候変化への適応のオプションについての評価

第 3 作業部会：温室効果ガスの排出削減など気候変化の緩和のオプションについての評価

温室効果ガス目録に関するタスクフォース：温室効果ガスの国別排出目録作成手法の策定、普及および改定

IPCC で得られた結果は、政策決定者を始め広く一般に利用してもらうこととし、これまで 4 次にわたり評価報告書を公表しており、第 5 次評価報告書が順次公表される予定です。なお、第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書については、政策決定者向け要約 (SPM) が 2013 (平成 25) 年 9 月に公表され、報告書本体は 2014 (平成 26) 年 1 月に公表されています。

表 3-2 評価報告書の公表について

評価報告書	公表年次	概要など(環境省の環境白書等より)
第 1 次評価報告書	1990 年	温暖化対策の必要性を明記
第 2 次評価報告書	1995 年	人間活動の影響による地球温暖化が既に起こりつつある相当数の証拠
第 3 次評価報告書	2001 年	過去 50 年間に観測された温暖化の大部分が人間活動に起因しているという、新たな、かつより強力な証拠が得られたことを指摘
第 4 次評価報告書	2007 年	地球温暖化の影響が世界の気候システムに多くの変化を引き起し、我々人類の将来にも重大な影響を及ぼすと予測
第 5 次評価報告書	2014 年	—

### (2) 国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP) と京都議定書締約国会合 (COP/MOP)

1992 (平成 4) 年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP) が 1995 (平成 7) 年から毎年開催されています。

また、京都議定書の発効 (2005 (平成 17) 年) を受けて、同年 11 月にはカナダのモントリオールにおいて京都議定書第 1 回締約国会合 (COP/MOP1) が、気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11) と併せて開催され、以降毎年 COP と併せて開催されています。最近の会議の概要を次ページに示します。

#### コペンハーゲン合意(2009年、COP15)

- ①世界全体の気温の上昇が2度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
- ②附属書I国(先進国)は2020年の削減目標を、非附属書I国(途上国)は削減行動を、2010年1月31日までに事務局に提出する。

など

#### カンクン合意(2010年、COP16)

コペンハーゲン合意に基づいて、排出削減目標・行動を記載した文書の作成など、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組みの中に位置づけられ、我が国の目指す「全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある枠組み」の基盤となるもの。

#### ダーバン合意(2011年、COP17)

- ①京都議定書第二約束期間に向けた合意。ただし、我が国を含むいくつかの国は第二約束期間には参加しないことを明らかにした。
- ②将来の枠組みに関して、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、遅くとも2015年中に作業を終えて、議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を2020年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意。
- ③カンクン合意に基づく緑の気候基金の基本設計及び各国の削減目標・行動推進のための仕組み等への合意。

#### ドーハ合意(2012年、COP18)

- ①新たな国際枠組みの構築等に向けた「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の作業計画等の決定。
- ②京都議定書改正とそれに伴う「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する特別作業部会」の終了。
- ③条約の下での長期的協力については、ダーバン決定で立ち上げられた新たな組織やプロセスを実施に移すための、バリ行動計画の全ての議題に関する一連の決定が採択。

など

#### COP19の概要(2013年、ワルシャワ)

2020年以降の枠組みについて、締約国会議(COP)は、すべての国に対し、自主的に決定する約束草案のための国内準備を開始しCOP21に十分先立ち約束草案を示すことを招請するなど、議論の前進につながる成果が得られ、COP21におけるすべての国が参加する将来枠組みの合意に向けた準備を整えるという我が国の目標を達成することができた。

## 2 日本の動きについて

### (1) 京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策推進大綱を引き継ぐものとして、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた我が国の対策・施策を明らかにした京都議定書目標達成計画が、2005(平成17)年4月、閣議決定されました。

### (2) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2006(平成18)年4月1日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。

### (3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

太陽光や風力、バイオマス、太陽熱、地熱など自然の力による再生可能エネルギーは、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、さらには将来の産業育成につながると期待されており、2012(平成24)年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まっています。この制度は、再生可能エネルギーによる電気の買い取りを電力会社に義務づけるなど社会全体で再生可能エネルギーを普及・拡大させるものです。なお、この制度の対象となる再生可能エネルギーは太陽光、風力、水力(3万kW未満)、地熱、バイオマスです。

### (4) 地球温暖化対策税

低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策をはじめとする地球温暖化対策(エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制対策)を強化するため、2012(平成24)年10月1日から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されています。具体的には、石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し、環境負荷(CO<sub>2</sub>排出量)に応じて広く公平に負担を求めるものです。

### (5) J-クレジット制度

J-クレジット制度は、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証するもので、国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-VER)制度が発展的に統合した制度であり、国により2013(平成25)年度から運営されています。この制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できます。

## 参考資料-4 二酸化炭素排出量の対全国比較

### 1. 山梨県と全国との比較

本県における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、業務部門、家庭部門、廃棄物部門で増加しています。全国と比べると、産業部門の減少率は全国より低く、業務部門の増加率は全国より高くなっています。

本県における 2010（平成 22）年度の人口 1 人当たりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、7.2t-CO<sub>2</sub>/人であり、全国の9.4t-CO<sub>2</sub>/人の76%となっています。

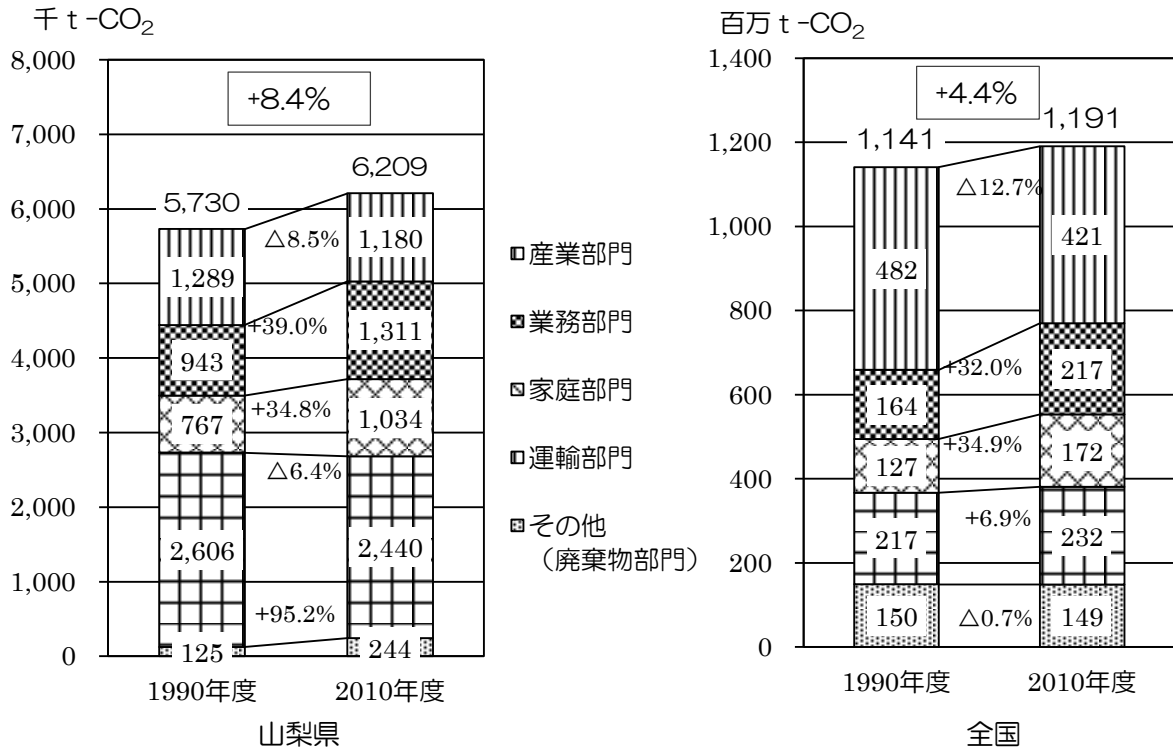


図 4-1 山梨県と全国の部門別二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量

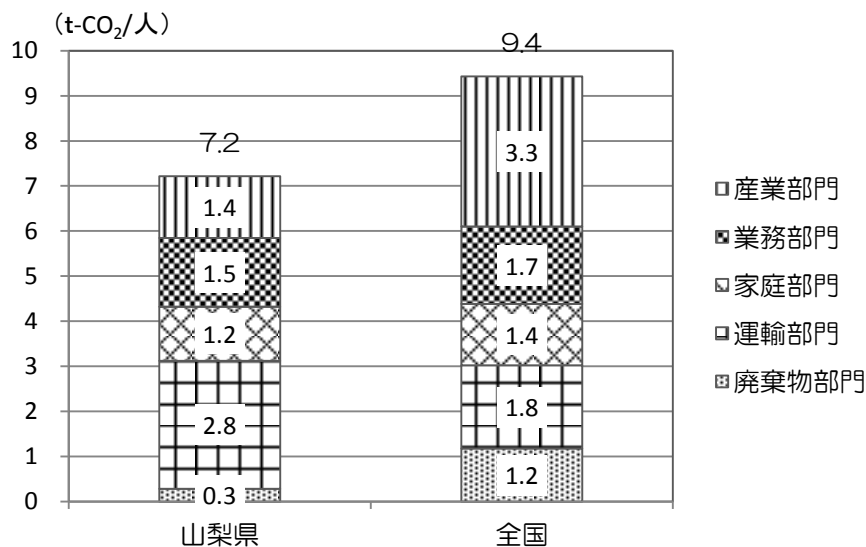


図 4-2 山梨県と全国の1人当たりCO<sub>2</sub>排出量 (2010年度)



本県と全国における2010（平成22）年度の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の部門別構成比を見ると、産業部門は全国の約半分と少なく、運輸部門は全国の約2倍と多くなっています。

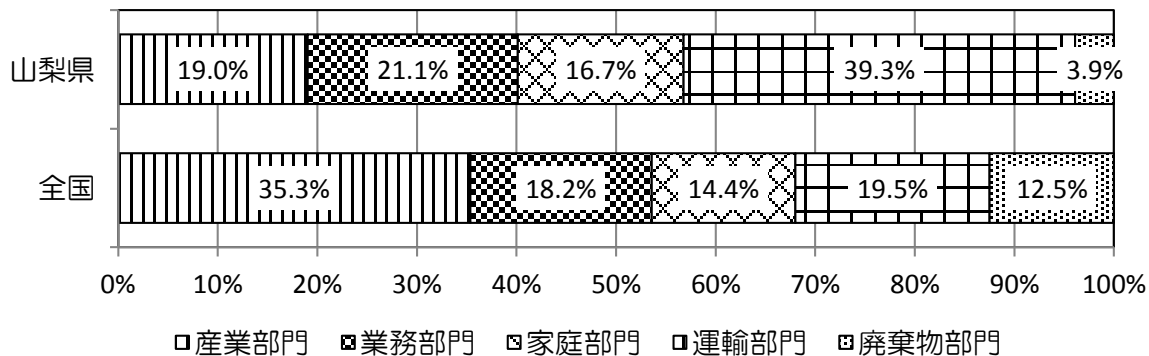


図 4-3 山梨県と全国のCO<sub>2</sub>排出量の部門別構成比（2010年度）

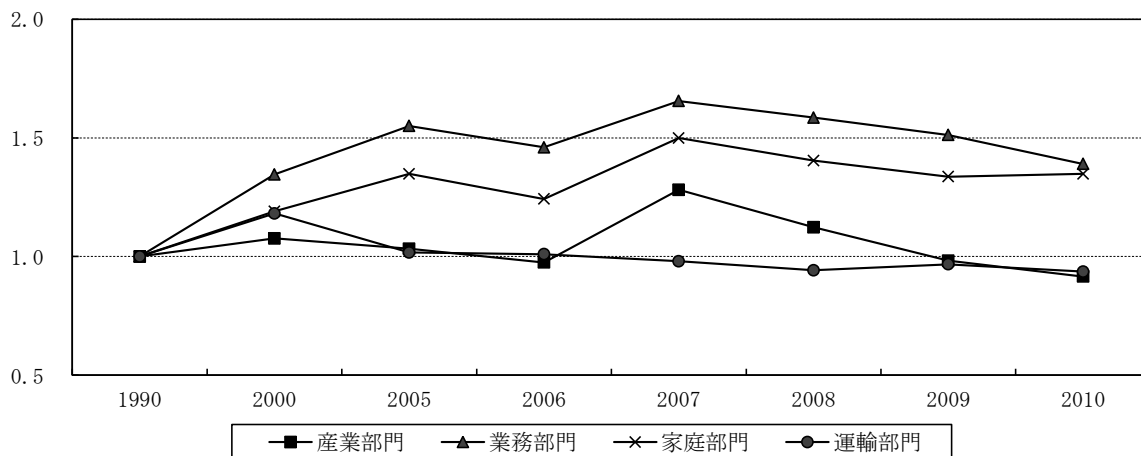


図 4-4 山梨県の部門別CO<sub>2</sub>排出量の推移（1990年度を1.0とする指数）

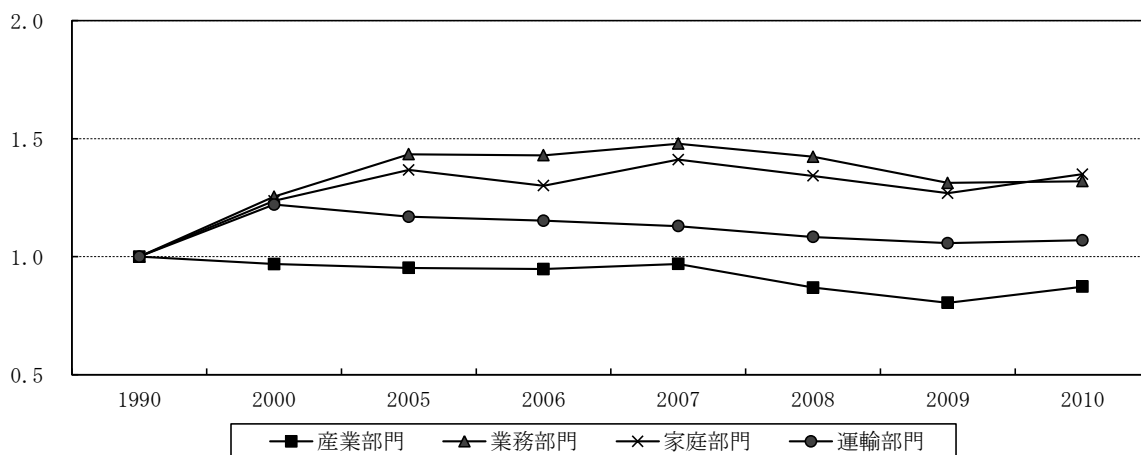


図 4-5 全国の部門別CO<sub>2</sub>排出量の推移（1990年度を1.0とする指数）

## 2. 増減要因の分析

### 2.1. 産業部門

第1次産業と第2次産業が含まれ、具体的には農林水産業、鉱業、建設業及び製造業などです。なお、オフィス機能（本社・事務所等）は業務部門に含まれます。

#### 【増減要因】

県内には大量の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出する鉄鋼業等の業種が立地していないこともあり、産業部門における1人当たりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は全国平均の約半分程度となっています。なお、全国的には横ばいあるいは微減傾向にありますが、本県では2007（平成19）年度をピークに、それ以降は減少傾向で推移しています。

### 2.2. 業務部門

産業及び運輸に属さない企業・法人で、オフィス、飲食店、小売業、ホテル及び病院などです。なお、産業・運輸部門のオフィス機能も含まれます。

#### 【増減要因】

本県における業務部門からの1人当たりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、全国平均とほぼ同程度となっています。1990（平成2）年度から2010（平成22）年度までの排出量の伸びは、本県が+39%、全国が+32%となっており、全国より約2割増となっています。同じ期間における本県の業務床面積の伸びは+62%であり、床面積当たりのエネルギー使用量は減少していると考えられます。なお、本県においては、業務系床面積のうち、旅館やホテルの占める割合が全国よりも高く、事務所・店舗の割合がやや低いという特徴があります。

### 2.3. 家庭部門

家庭生活に属するもので、自家用車を除いたものです。

#### 【増減要因】

本県における家庭部門からの1人当たりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、全国平均とほぼ同程度であり、1990（平成2）年度から2010（平成22）年度までの排出量の伸びもほぼ同程度（+35%）となっています。同じ期間における世帯数の伸びは+26%であり、世帯数の増加に加えて1世帯当たりのエネルギー使用量も増加していると考えられます。

### 2.4. 運輸部門

人や物の輸送に関するもので、自動車（自家用車を含む）、鉄道などが含まれます。

#### 【増減要因】

本県における運輸部門からの1人当たりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、全国平均の約1.5倍程度となっています。運輸部門から排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の大部分は自動車に由来するものであり、本県では、99%が自動車の排出分です。本県では郊外の居住者にとって自家用車が不可欠となっていることを反映したものと考えられます。なお、本県の1世帯当たりの自動車保有台数は、1.66台で、全国平均1.13台の1.5倍となっています。

注）1世帯当たりの自動車保有台数は、2009（平成21）年全国消費実態調査の総世帯当たりの保有台数です。

参考資料ー5 温室効果ガス排出量の未対策将来推計(新たな排出削減対策を講じない場合)

1 温室効果ガス排出量の未対策将来推計方法

各ガスの未対策将来を推計する対 2010(平成 22)年度伸び率は以下のとおりです。

表 5-1 CO<sub>2</sub>排出量の未対策将来(対 2010 年度伸び率)

区 分		2015/2010	2020/2010	備考
産業	農林水産業	1.0000	1.0000	現状推移と設定
	建設業・鉱業	1.0000	1.0000	現状推移と設定
	製造業	1.0026	1.0051	製造品出荷額等の伸び
民生	業務部門	1.0632	1.1153	床面積の伸び
	家庭部門	0.9970	0.9898	世帯数の伸び
運輸	自動車(貨物)	0.9497	0.9020	保有車両数(貨物等)の伸び
	自動車(旅客)	1.0488	1.0998	保有車両数(乗用車)の伸び
	鉄 道	1.0000	1.0000	現状推移と設定
廃棄物	一般廃棄物(焼却)	0.9591	0.9591	第2次山梨県廃棄物総合計画(2011(平成23)年8月)における一般廃棄物排出量の2015(平成27)年将来推計と「平成22年度山梨の一般廃棄物」(2012(平成24)年10月)における2010(平成22)年実績から求めた伸び率
	産業廃棄物(焼却)廃油	1.0955	1.0955	産業廃棄物種類別排出量[第2次山梨県廃棄物総合計画(2011年8月)の2015(平成27)年将来推計と2010(平成22)年(=2008(平成20)年実績)]から種類別に設定。ただし、種類区分が異なるため、廃油は「その他」の伸び率を用いる
	産業廃棄物(焼却)廃プラ	1.2667	1.2667	

表 5-2 メタン排出量の未対策将来(対 2010 年度伸び率) [廃棄物関連]

	2015/2010	2020/2010	備考
下水処理	1.0638	1.0638	「第二期チャレンジ山梨行動計画」における下水道普及率の2014(平成26)年事業計画値と2010(平成22)年実績から求めた伸び率
一般廃棄物	0.9591	0.9591	表5-1(CO <sub>2</sub> 排出量の一般廃棄物の将来伸び率)を用いる
産業廃棄物(焼却)下水汚泥	1.2200	1.2200	産業廃棄物種類別排出量[第2次山梨県廃棄物総合計画(2011(平成23)年8月)の2015(平成27)年将来推計と2010(平成22)年(=2008(平成20)年実績)]から種類別に設定。ただし、種類区分が異なるため、廃油は「その他」の伸び率を用いる
産業廃棄物(焼却)その他汚泥	0.8038	0.8038	
産業廃棄物(焼却)廃油	1.0955	1.0955	
産業廃棄物(埋立)	0.9696	0.9685	現在の埋立状況が継続するとして求めた将来推計値より

注：廃棄物以外はCO<sub>2</sub>の伸び率を用いる。

表 5-3 一酸化二窒素排出量の未対策将来(対 2010 年度伸び率) [廃棄物関連等]

	2015/2010	2020/2010	備考
下水処理	1.0638	1.0638	「第二期チャレンジ山梨行動計画」における下水道普及率の 2014(平成 26)年事業計画値と 2010(平成 22)年実績から求めた伸び率
一般廃棄物	0.9591	0.9591	表 5-1(CO <sub>2</sub> 排出量の一般廃棄物の将来伸び率)を用いる
産業廃棄物(焼却) 下水汚泥	1.2200	1.2200	産業廃棄物種類別排出量[第 2 次山梨県廃棄物総合計画(2011(平成 23)年 8 月)の 2015(平成 27)年将来推計と 2010(平成 22)年(=2008(平成 20)年実績)]から種類別に設定。ただし、種類区分が異なるため、廃油、紙くず、木くずは「その他」の伸び率を用いる
産業廃棄物(焼却) その他汚泥	0.8038	0.8038	
産業廃棄物(焼却) 廃油	1.0955	1.0955	
産業廃棄物(焼却) 廃プラスチック類	1.2667	1.2667	
産業廃棄物(焼却) 紙くず	1.0955	1.0955	
産業廃棄物(焼却) 木くず	1.0955	1.0955	
医療	1.0000	1.0000	現状推移と設定

注：廃棄物以外はCO<sub>2</sub>の伸び率を用いる。

表 5-4 代替フロン等排出量の未対策将来(対 2010 年度伸び率)

	2015/2010	2020/2010	備考
冷媒	1.5319	2.3468	国の推計値における伸び率*を用いる
冷媒以外	1.0000	1.0000	現状推移と設定

\*：「今後のフロン類等対策の方向性について」（2013(平成 25)年 3 月 中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会）より

## 2 未対策将来推計結果

### (1) 温室効果ガス排出量

山梨県の温室効果ガス排出量の未対策将来推計結果を表5-5、図5-1に示します。2015(平成27)年度、2020(平成32)年度の温室効果ガスの総排出量は、582万1千t-CO<sub>2</sub>、601万8千t-CO<sub>2</sub>であり、2010(平成22)年度からそれぞれ0.9%(5万t-CO<sub>2</sub>)、4.3%(24万7千t-CO<sub>2</sub>)の増加となっています。

表5-5 山梨県の温室効果ガス排出量(未対策将来推計) (千t-CO<sub>2</sub>)

	1990 年度	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2015 年度	2020 年度
CO <sub>2</sub>	5,730	6,801	6,664	6,209	6,330	6,415
メタン	60	45	38	42	43	43
一酸化二窒素	108	112	151	100	108	110
HFCs	18	57	53	140	212	322
PFCs	41	57	49	54	54	54
SF <sub>6</sub>	97	51	28	16	16	16
合計	6,054	7,123	6,983	6,561	6,763	6,960
対2005年度増減率	-	-	0.0%	△6.0%	△3.2%	△0.3%
対2010年度増減率	-	-	-	0.0%	3.1%	6.1%
森林吸収源				△790	△942	△942
総排出量 (森林吸収源含む)	6,054	7,123	6,983	5,771	5,821	6,018
対2005年度増減率	-	-	0.0%	△17.4%	△16.6%	△13.8%
対2010年度増減率	-	-	-	0.0%	0.9%	4.3%

注：1990年度の代替フロン等3ガス(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>)については、1995年度の値。

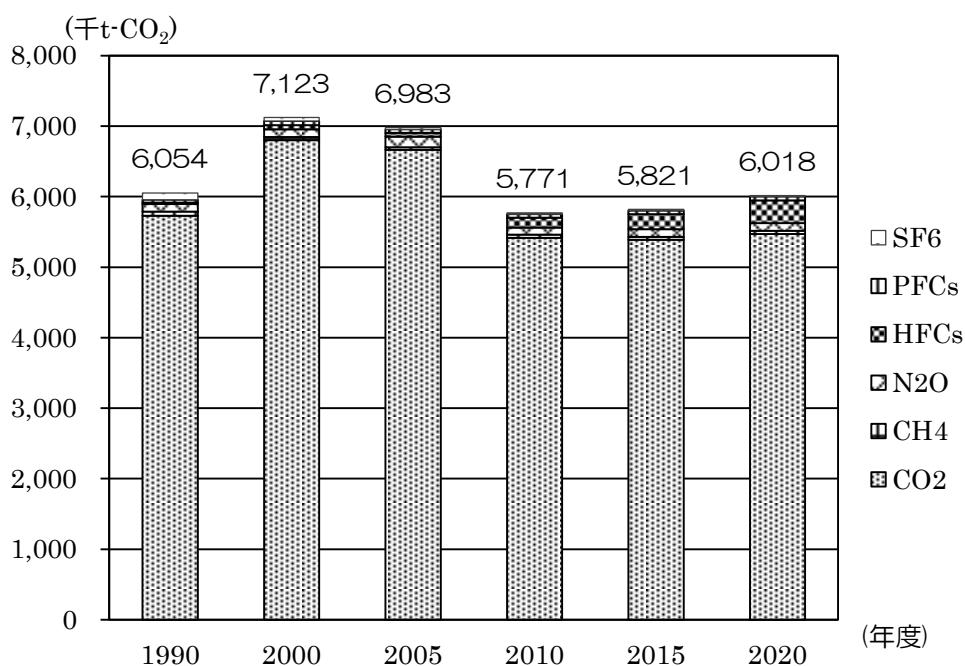


図5-1 山梨県の温室効果ガス排出量(未対策将来推計)

注1：1990年度の代替フロン等(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>)については、1995年度の値。

注2：グラフでは、森林吸収量をCO<sub>2</sub>排出量から差し引いている。

(2) CO<sub>2</sub>排出量

山梨県のCO<sub>2</sub>排出量の未対策将来推計結果を表5-6、図5-2に示します。2015(平成27)年度、2020(平成32)年度のCO<sub>2</sub>排出量は、633万t-CO<sub>2</sub>、641万5千t-CO<sub>2</sub>であり、2010(平成22)年度からそれぞれ1.9%(12万1千t-CO<sub>2</sub>)、3.3%(20万6千t-CO<sub>2</sub>)の増加となっています。

表5-6 山梨県のCO<sub>2</sub>排出量(未対策将来推計) (千t-CO<sub>2</sub>)

	1990 年度	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2015 年度	2020 年度
産業部門	1,289	1,387	1,331	1,180	1,182	1,185
業務部門	943	1,269	1,462	1,311	1,394	1,462
家庭部門	767	913	1,034	1,034	1,031	1,023
運輸部門	2,606	3,079	2,650	2,440	2,455	2,477
廃棄物部門	125	153	187	244	268	268
合計	5,730	6,801	6,664	6,209	6,330	6,415
対2005年度増減率	-	-	0.0%	△6.8%	△5.0%	△3.7%
対2010年度増減率	-	-	-	0.0%	1.9%	3.3%

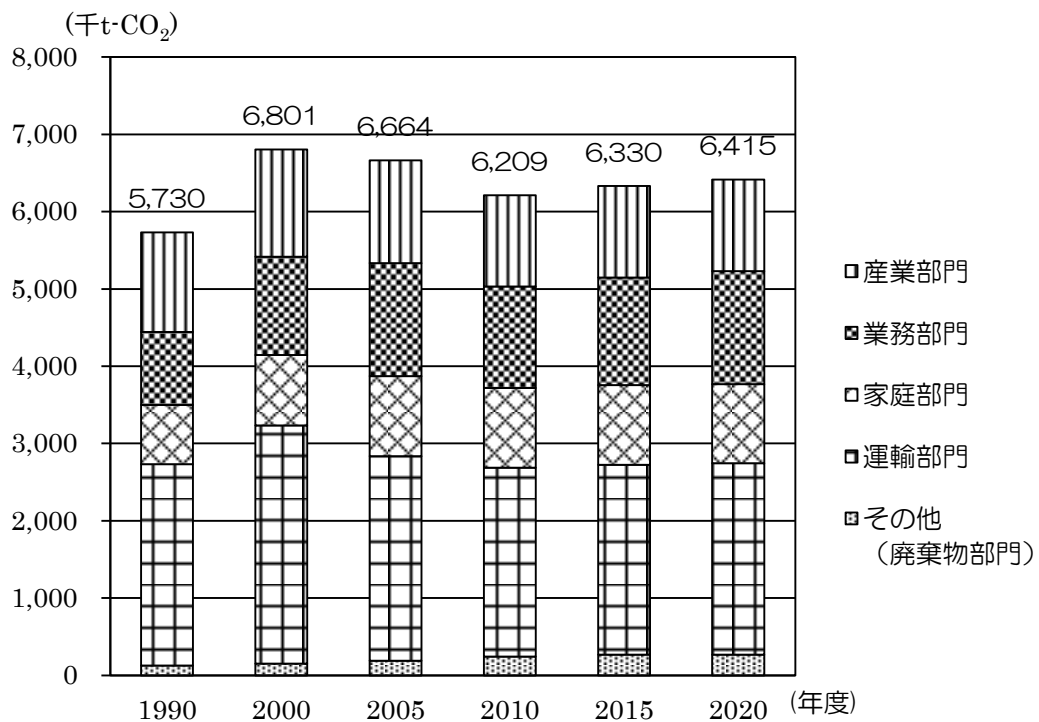


図5-2 山梨県のCO<sub>2</sub>排出量(未対策将来推計)

### (3) エネルギー消費量

山梨県のエネルギー消費量の未対策将来推計結果を表 5-7、図 5-3 に示します。2015(平成 27)年度、2020(平成 32)年度のエネルギー消費量は、81.9PJ、83.1PJであり、2010(平成 22)年度からそれぞれ 1.7% (1.4PJ)、3.1% (2.6PJ) の増加となっています。

表 5-7 山梨県のエネルギー消費量(未対策将来推計) (PJ)

	1990 年度	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2015 年度	2020 年度
産業部門	16.1	18.9	16.7	14.7	14.8	14.8
業務部門	11.9	17.6	19.5	17.5	18.6	19.5
家庭部門	9.3	12.1	12.7	12.3	12.3	12.2
運輸部門	38.4	45.5	39.1	36.0	36.2	36.6
合 計	75.7	94.1	88.0	80.5	81.9	83.1
対 2005 年度増減率	-	-	0.0%	△8.5%	△7.0%	△5.6%
対 2010 年度増減率	-	-	-	0.0%	1.7%	3.1%

注：PJ は、 $10^{15}J=2.39 \times 10^{11}kcal$ 。

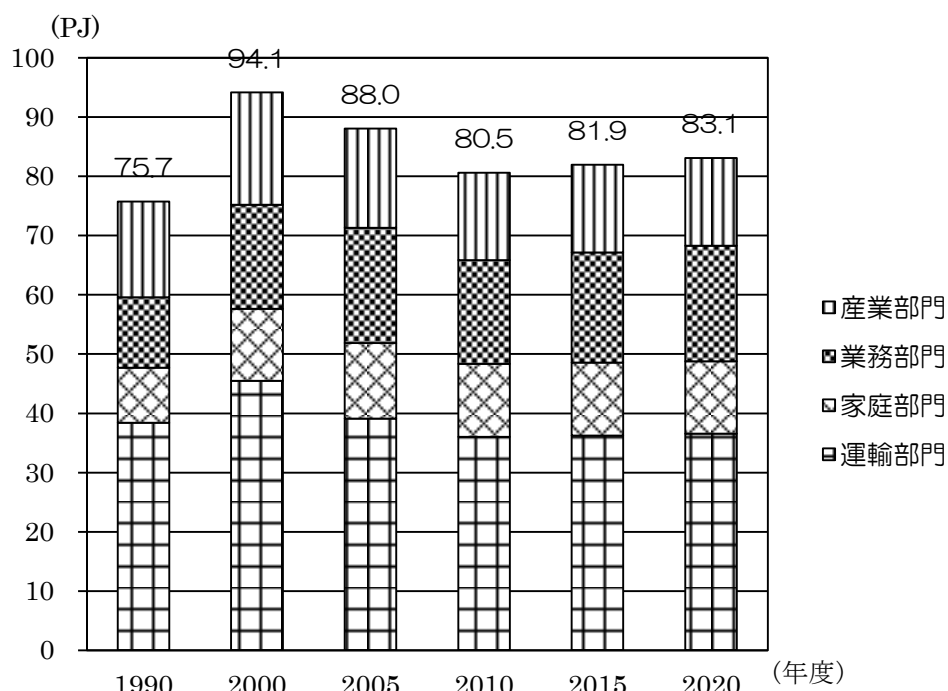


図 5-3 山梨県のエネルギー消費量(未対策将来推計)

## 参考資料－6 温室効果ガス排出量削減対策効果の推計結果

主な削減対策の効果を推計した結果は、2015(平成27)年度で約60万t-CO<sub>2</sub>、2020(平成32)年度で約115万t-CO<sub>2</sub>となります。なお、将来年度の削減対策効果は以下の方針で推計しました。

- ①電力の排出係数は一定とする
- ②県民・事業者の省エネ行動は削減対策効果として定量化しない
- ③森林吸収量については未対策将来の排出量に含めていることから、削減対策効果に含めない

表 6-1 主な削減対策

対策	推計方法	対象	削減量(千 t-CO <sub>2</sub> )	
			2015年度	2020年度
(a)省エネ法による原単位低減	山梨県の温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書における製造業のCO <sub>2</sub> 排出量の実績値と目標から、将来における削減量を推計	製造業	21.2	40.4
(b)トッピング制度による機器の効率向上	機器毎に、トッピング基準年から目標年までの効率向上が直線的に達成されるとし、耐用年数から求めた代替率で機器が入れ替わるとして削減効果を推計	①業務(OA機器等) ②家庭(家電製品) ③自動車(乗用車・貨物車)	①64.5 ②100.5 ③188.2	①76.5 ②125.2 ③357.2
(c)建物の省エネ化	毎年の建て替え割合を設定して推計	①業務(建築物) ②家庭(住宅)	①42.7 ②27.5	①89.0 ②52.6
(d)高効率給湯器の導入	「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(中央環境審議会 地球環境部会、2012年6月)の「対策導入量等の根拠資料」に示された全国での導入率見通し(低位ケース)を山梨県内の導入率として推計	①業務 ②家庭	①7.9 ②8.2	①16.1 ②15.4
(e)次世代自動車の導入	次世代自動車普及戦略(2009年5月)の全国導入見通しから山梨県内の導入台数を推計	自動車	49.3	98.1
(f)廃棄物の抑制	第2次山梨県廃棄物総合計画(2011年8月)における将来推計と目標から、削減率を推計	廃棄物 →①CO <sub>2</sub> 、②メタン、 ③一酸化二窒素	①2.7 ②0.0 ③0.1	①2.7 ②0.0 ③0.1
(g)クリーンエネルギーの導入(発電)	「エネルギーの地産地消」ロードマップの導入量から推計	①業務(太陽光発電) ②業務(小水力発電) ③家庭(太陽光発電)	①26.7 ②0.0 ③25.8	①54.7 ②9.1 ③108.7
(h)吸収源対策	森林吸収量確保推進計画の目標値(2012年)		(942)	(942)
(i)冷媒の排出抑制	国の想定から推計	代替フロン等3ガスの内冷媒(HFCs)	32.5	99.5
※CO <sub>2</sub> 削減に伴うメタン、一酸化二窒素の削減		メタン＋一酸化二窒素	2.1	4.3
合計			599	1,151

注1：四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

注2：吸収源対策は、削減量には計上しない。

注3：「CO<sub>2</sub>削減に伴うメタン、一酸化二窒素の削減」は、エネルギー消費量削減に伴う排出量削減効果である。



主な削減対策の効果を差し引いた削減対策後の排出量は、2015(平成 27)年度で 522 万 2 千 t-CO<sub>2</sub>、2020(平成 32)年度で 486 万 7 千 t-CO<sub>2</sub>となり、それぞれ 2010(平成 22)年度に対して 9.5%、15.7%減となります。

表 6-2 温室効果ガス排出量の推計結果 (千t-CO<sub>2</sub>)

ガス種類	区 分	1990年度	2010年度 (基準年度)	2015年度 (単純将来)	2015年度 (対策将来)	2020年度 (単純将来)	2020年度 (対策将来)
二酸化炭素	産業部門	1,289	1,180	1,182	1,161	1,185	1,144
	業務部門	943	1,311	1,394	1,252	1,462	1,217
	家庭部門	767	1,034	1,031	869	1,023	721
	運輸部門	2,606	2,440	2,455	2,218	2,477	2,021
	廃棄物	125	244	268	265	268	265
	小 計	5,730	6,209	6,330	5,765	6,415	5,368
メタン	エネルギー	4	5	5	5	5	5
	廃棄物	5	6	7	7	7	7
	農 業	51	31	31	31	31	30
	小 計	60	42	43	43	43	42
一酸化二窒素	エネルギー	38	25	25	23	27	23
	廃棄物	27	61	69	69	69	69
	農 業	41	13	13	13	13	13
	医療	2	1	1	1	1	1
	小 計	108	100	108	106	110	106
代替フロン等	HFCs	18	140	212	180	322	223
	PFCs	41	54	54	54	54	54
	SF <sub>6</sub>	97	16	16	16	16	16
	小 計	156	210	282	250	392	293
合計	6,054	6,561	6,763	6,164	6,960	5,809	
対2010年度増減率		0.0%	3.1%	△ 6.1%	6.1%	△ 11.5%	
森林吸収源			△ 790	△ 942	△ 942	△ 942	
総排出量(森林吸収源含む)	6,054	5,771	5,821	5,222	6,018	4,867	
対2010年度増減率		0.0%	0.9%	△ 9.5%	4.3%	△ 15.7%	

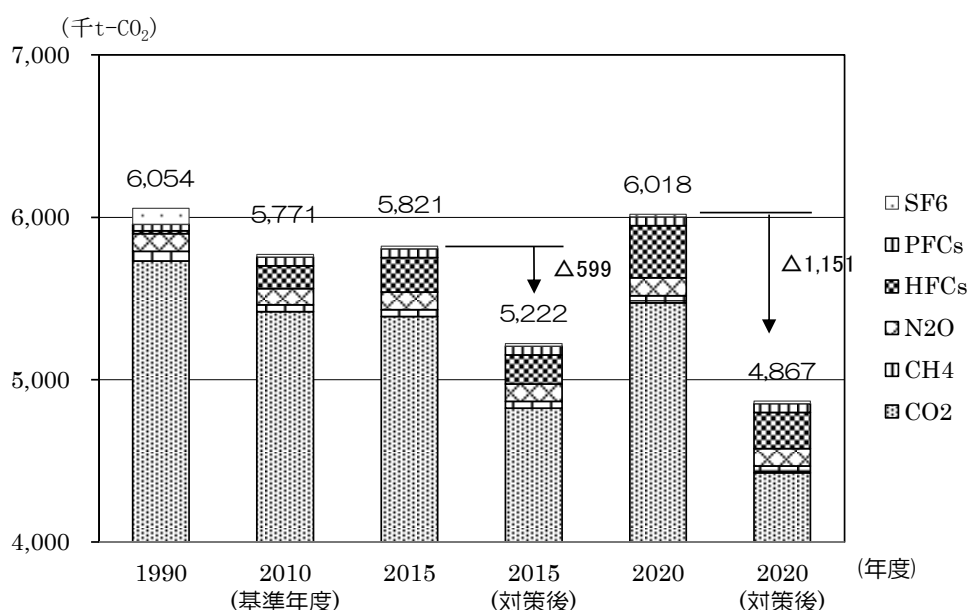


図 6-1 温室効果ガス排出量の推計結果

注：グラフでは、森林吸収量をCO<sub>2</sub>排出量から差し引いている。

参考資料一七：電力の係数を変えた場合の削減効果

電力の排出係数を東京電力の 2012(平成 24)年度値(0.525kg-CO<sub>2</sub>/kWh、2010 年度は 0.375)とした場合の、削減後排出量を求めました。その結果は、以下のとおりです。

表 7-1 電力の係数を変えた場合の温室効果ガス排出量(削減対策後)

ガス種類	区分	1990年度	2005年度	2010年度 (基準)	2015年度	各対象年度比(%)			2020年度	各対象年度比(%)		
						1990年度	2005年度	2010年度 (基準)		1990年度	2005年度	2010年度 (基準)
二酸化炭素	産業部門	1,289	1,331	1,180	1,487	15.4	11.7	26.0	1,465	13.7	10.1	24.2
	業務部門	943	1,462	1,311	1,499	59.0	2.5	14.3	1,464	55.2	0.1	11.7
	家庭部門	767	1,034	1,034	1,113	45.1	7.6	7.6	942	22.8	△ 8.9	△ 8.9
	運輸部門	2,606	2,650	2,440	2,232	△ 14.4	△ 15.8	△ 8.5	2,035	△ 21.9	△ 23.2	△ 16.6
	廃棄物	125	187	244	265	112.0	41.7	8.6	265	112.0	41.7	8.6
	小計	5,730	6,664	6,209	6,596	15.1	△ 1.0	6.2	6,171	7.7	△ 7.4	△ 0.6
メタン	60	38	42	43	△ 28.3	13.2	2.4	42	△ 30.0	10.5	0.0	
一酸化二窒素	108	151	100	106	△ 1.9	△ 29.8	6.0	106	△ 1.9	△ 29.8	6.0	
代替フロン等3ガス	156	130	210	250	60.3	92.3	19.0	293	87.8	125.4	39.5	
合計	6,054	6,983	6,561	6,995	15.5	0.2	6.6	6,612	9.2	△ 5.3	0.8	
森林吸収源			△ 790	△ 942				△ 942				
総排出量(森林吸収源含む)	6,054	6,983	5,771	6,053	△ 0.0	△ 13.3	4.9	5,670	△ 6.3	△ 18.8	△ 1.8	

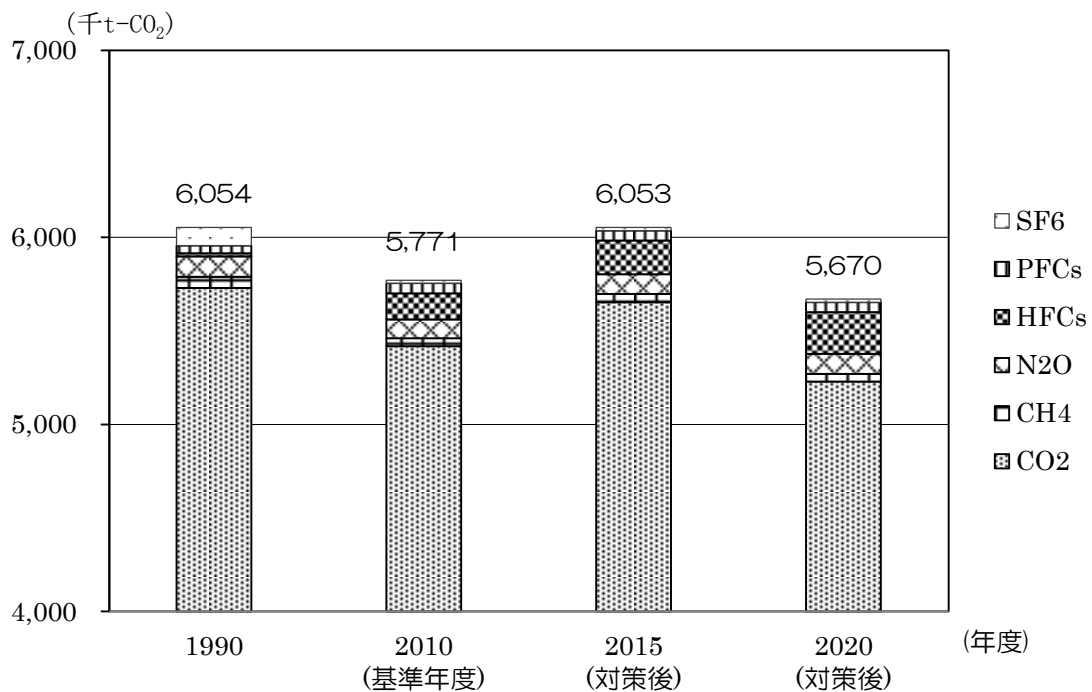


図 7-1 電力の係数を変えた場合の温室効果ガス排出量(削減対策後)

注：グラフでは、森林吸収量をCO<sub>2</sub>排出量から差し引いている。

## 参考資料－８：進行管理指標について

### 1 産業部門

「排出量ではなく、原単位での目標」という観点で設定することとし、温室効果ガス排出抑制計画書における製造業のCO<sub>2</sub>排出量原単位目標の増減率(基準年度実績値と目標値から算定)の平均を採用することとしました。その結果、3年間で3.6%となり、2015年度目標を6%、2020年度目標を12%としました。

※今後の進行管理では、「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、各事業者が毎年度提出する温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書の記載事項から算出します。その際、排出係数は2010年度固定とします。

表 8-1 製造業CO<sub>2</sub>排出量原単位目標の増減率

	2015年度目標	2020年度目標
対2010年度増減率の平均	△6%	△12%

### 2 業務部門

業務部門における床面積当たりの電力消費量を指標とします。

表 8-2 電力消費量と床面積の実績値

	2000年度	2005年度	2010年度
電力消費量(千 kWh)	2,567,507	2,682,159	2,592,023
床面積(m <sup>2</sup> )	7,002,936	7,500,446	8,315,652
床面積当たりの電力消費量(kWh/m <sup>2</sup> )	367	358	312

注1：業務部門の電力消費量は、山梨県統計年鑑の「電灯および電力需要」に示された使用電力量の電灯合計(家庭)を除外した合計から「大口電力使用電力量」の鉱工業計を引いて求める。

注2：業務部門の床面積は、「固定資産の価格等の概要調書」(総務省)より作成。

将来の目標は、業務部門の電力由来排出量(床面積当たり)の2010年度実績値と削減対策後の推計値の比率から求めました。

表 8-3 床面積当たりの電力消費量(指標)

	2010年度 実績	2015年度 目標	2020年度 目標
電力消費量(kWh/m <sup>2</sup> )	312	274 (△12.2%)	261 (△16.3%)

注：( )内は対2010年増減率。

### 3 家庭部門

家庭における契約口数当たりの電力消費量(電灯合計)を指標とします。

表 8-4 電力消費量と契約口数の実績値

	2000年度	2005年度	2010年度
電力消費量(千 kWh)	1,836,247	1,999,830	2,129,255
契約口数	563,489	588,550	601,043
契約口数当たりの電力消費量 (kWh/契約口数)	3,259	3,398	3,543

注：家庭における電力消費量は、山梨県統計年鑑の「電灯および電力需要」に示された使用電力量の電灯合計とする。

将来の目標は、家庭部門の電力由来排出量(契約口数当たり)の2010年度実績値と削減対策後の推計値との比率から求めました。その際、契約口数は世帯数と同様の伸び率で推移するとしました。

表 8-5 契約口数当たりの電力消費量

	2010年度 実績	2015年度 目標	2020年度 目標
電力消費量(kWh/契約口数)	3,543	2,918 (Δ17.6%)	2,666 (Δ24.8%)

注：()内は対2010年増減率。

### 4 運輸部門

次世代自動車の導入率を指標とします。

削減効果推計の元資料「次世代自動車普及戦略」(2009年5月)には軽自動車が含まれていますが、導入実績を把握する資料「自動車保有車両数」は軽自動車が含まれていないため、進行管理の指標としては、軽自動車を除きました。さらに、CNG(圧縮天然ガス(Compressed Natural Gas))車については導入台数が僅かなことと近年全国的に減少傾向にあることから、指標から外すこととしました。

(1)山梨県における次世代自動車の実績値と導入見込み量

表 8-6 次世代自動車の導入実績値 (千台)

	2009	2010	2011	2012
乗用車	7.6	11.1	16.0	22.5
乗用車以外	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	7.7	11.2	16.1	22.6

出典：「自動車保有車両数」の「低公害燃料別、車種別、都道府県別」((一財)自動車検査登録情報協会、各年度末現在。CNG車を除く。

表 8-7 次世代自動車の導入見込み量 (千台)

	2015	2020
乗用車	43.3	83.6
乗用車以外	0.6	1.2
合計	43.8	84.8

出典：次世代自動車普及戦略(2009年5月)から推計。軽自動車、NGV(天然ガス自動車(Natural Gas Vehicle))を除く。

(2)自動車保有台数の実績値と将来推計値

表 8-8 自動車保有台数(実績値、推計値) (千台)

	2010実績	2015推計	2020推計
乗用車	338.1	354.6	371.8
乗用車以外	65.4	62.3	59.4
合計	403.5	416.9	431.3

出典：2010年実績値は、「自動車保有車両数」の「用途別の都道府県別、初度登録年別自動車保有車両数」((一財)自動車検査登録情報協会、各年度末現在)より

注：2015年および2020年推計値は、2010年実績値に表5-1に示す未対策将来の伸び率を乗じて推計。

(3)次世代自動車の導入率

次世代自動車の導入実績の大半が乗用車であることから、自動車全体の導入率を指標とすることとしました。

表 8-9 次世代自動車の導入率(実績、目標)

	2010実績	2015目標	2020目標
乗用車	3.3%	12.2%	22.5%
乗用車以外	0.1%	0.9%	2.0%
合計	2.8%	10.5%	19.7%

5 クリーンエネルギーの導入

指標は、以下のとおり設定します。なお、クリーンエネルギー電力自給率に係る電力需要とクリーンエネルギー発電量は、「やまなしエネルギー地産地消推進戦略～「エネルギーの地産地消」 実現に向けたロードマップ～」での目標値を用いました。

- ①クリーンエネルギー電力導入量
- ②クリーンエネルギー電力自給率

表 8-10 クリーンエネルギー電力導入量 (千kW)

	2011年度 実績	2015年度 目標	2020年度 目標
太陽光発電	67	160	300
小水力発電	9	10	14
水力発電	470	470	470
小計	546	640	784

表 8-11 クリーンエネルギー電力自給率 (%)

	2011年度 実績	2015年度 目標	2020年度 目標
電力需要(億 kWh)	60	59.8	58.5
クリーンエネルギー 発電量(億 kWh)	17.0	19.5	23.0
自給率 (%)	28 %	33 %	39 %

注1：クリーンエネルギー発電量は、県内供給分を考慮した値。

注2：クリーンエネルギー電力自給率は、県内でのクリーンエネルギー発電量と電力需要との比率。

【補足】 家庭・業務部門で、電力以外を指標とすることについての検討

- ①山梨県統計年鑑あるいは県勢ダイジェストには、電力と都市ガスの消費量しか掲載されていません。また、山梨県の家庭部門では都市ガスよりLPGの消費が大きい(都道府県別エネルギー消費統計の2010年では、LPG消費量は都市ガスの約4倍)ので、都市ガスだけの数値を把握して、ガス全体の状況を表すのは無理があります。業務部門については、統計年鑑の分類が、「工業用」「家庭用」「その他」となっており業務部門のみの数値を推測することは難しい状況です。
- ②家計調査年報には、県庁所在地の電気・都市ガス・LPG・灯油の購入量(金額、LPG・灯油は数量も掲載)が公表されていますが、県全体の統計値はありません。また、甲府市のサンプル数は96世帯であり、そのため経年的に値のばらつきが大きくなっています。
- ③LPガス協会がウェブで公開している「LPガス都道府県別販売量」は、家庭業務用として公表されており、家庭と業務の構成比を推測する必要があります。また、この家庭業務用の県別販売量合計が、同じサイトの別資料(日本のLPガス統計：パンフレット)に示されている家庭業務用の全国販売実績値と合致していません。
- ④都道府県別エネルギー消費統計を用いれば、県内の家庭・業務のエネルギー種類別消費量を把握出来ます。しかし、指標は、より早く各部門の状況を把握するために設定することとしたものであり、3年前の数値を公表する同統計では、指標設置目的には合いません。なお、県のエネルギー及びCO<sub>2</sub>排出量の算定には、同統計を利用しています。

表 8-12 家庭・業務部門エネルギー消費量に関する元資料

資料名	発行	記載事項	公表時期	備考
山梨県統計年鑑	山梨県	・電灯・電力の契約口数と消費量 ・都市ガスの消費量	2013年11月刊行の年鑑は、2011年度データまで	県のウェブサイトは年度末頃に更新
県勢ダイジェスト	山梨県	・電灯・電力の消費量 ・都市ガスの消費量	平成25年度版(2013年3月発行)は、2011年度データまで	
家計調査年報	総務省	・電気・都市ガス・LPG・灯油の購入量(金額、LPG・灯油は数量も)	2014年2月末時点で、2012年データが公表済み	県庁所在地[甲府市]と地域平均[関東、北陸等] ※県平均は示されていない ※甲府市のサンプル数は96世帯であり、精度に課題がある
LPガス都道府県別販売量	LPガス協会	・家庭業務用として公表 ※家庭と業務の構成比を推測する必要がある	2014年2月末時点で、2012年度データが公表済み	※家庭業務用の県別販売量合計が、別資料の全国販売実績値と合わない
灯油及びプロパンガス消費実態調査	資源エネルギー庁	・県別の月別消費量(2年に1回)		2006年度調査で終了
都道府県別エネルギー消費統計	資源エネルギー庁	・産業・家庭・業務部門の燃料別消費量	2014年2月末時点で、2010年度確定値が公表済み	2011年度は暫定値として公表

## 参考資料－9：アンケート・ヒアリング調査結果の概要

新たな実行計画において実施すべき対策・施策を検討する参考として、県内のCO<sub>2</sub>排出量の大きい事業所から業種を考慮していくつか選択し、地球温暖化対策に係る取組などに関するアンケート調査を行い、そのうち10社に対してインタビュー調査を実施しました。

### 1 調査対象

表 9-1 に示すとおりです。

表 9-1 調査対象事業所

業種	アンケート調査 事業所数	インタビュー調査 事業所数
製造業	24	6
通信業など	2	1
旅館、ホテル	2	1
百貨店、総合スーパー	2	1
病院、大学	2	1
合計	32	10

### 2 調査期間など

#### (1) アンケート調査

- 発送 : 2013(平成 25)年6月 18 日(火)
- 回収締め : 2013(平成 25)年6月 28 日(金) 実際は、7/29 着まで
- 回収件数 : 20 件 回収率(62.5%)

#### (2) インタビュー調査

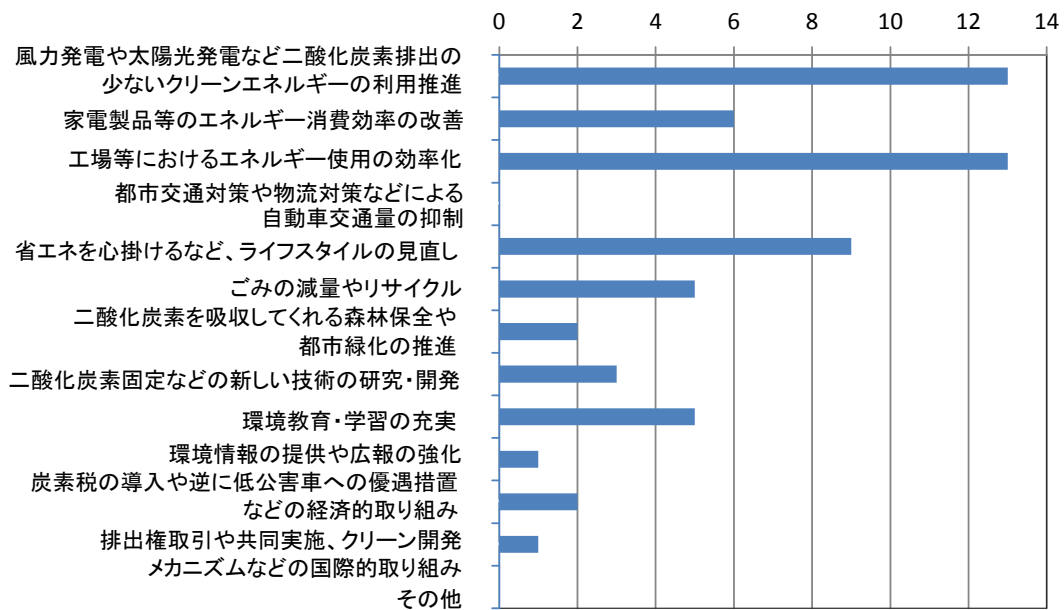
- 期間 : 2013(平成 25)年7月 24 日(水)～ 26 日(金)

### 3 アンケート調査結果の概要

#### (1) 問1

【設問】我が国全体としては、どのような取り組みが、地球温暖化防止に必要なだと貴事業所としてはお考えですか。 ※複数回答：3つまで

回答	回答数
風力発電や太陽光発電など二酸化炭素排出の少ないクリーンエネルギーの利用推進	13
家電製品等のエネルギー消費効率の改善	6
工場等におけるエネルギー使用の効率化	13
都市交通対策や物流対策などによる自動車交通量の抑制	0
省エネを心掛けるなど、ライフスタイルの見直し	9
ごみの減量やリサイクル	5
二酸化炭素を吸収してくれる森林保全や都市緑化の推進	2
二酸化炭素固定などの新しい技術の研究・開発	3
環境教育・学習の充実	5
環境情報の提供や広報の強化	1
炭素税の導入や逆に低公害車への優遇措置などの経済的取り組み	2
排出権取引や共同実施、クリーン開発メカニズムなどの国際的取り組み	1
その他	0

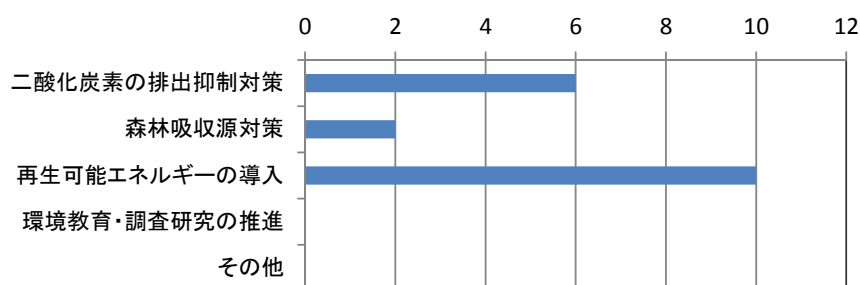




(2) 問2

【設問】 今後、地球温暖化防止のために、山梨県が特に力をいれるべき対策は次のうちどれだとお考えですか。 ※単一回答

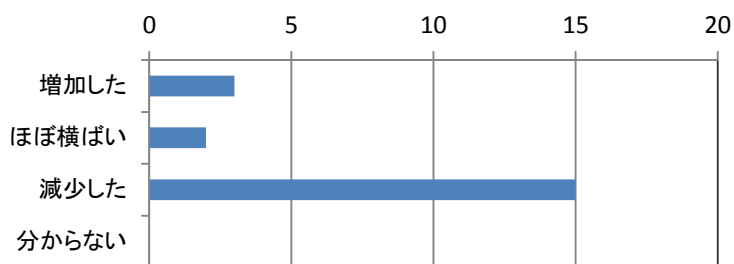
回答	回答数
二酸化炭素の排出抑制対策	6
森林吸収源対策	2
再生可能エネルギーの導入	10
環境教育・調査研究の推進	0
その他	0



(3) 問3(1)

【設問】 貴事業所におけるエネルギー消費量について、5年前と比べたおよその増減をお答えください。 ※単一回答

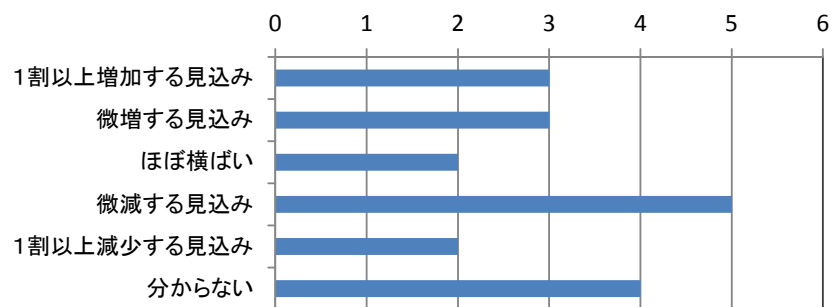
回答	回答数
増加した	3
ほぼ横ばい	2
減少した	15
分からない	0



(4) 問3(2)

【設問】 貴事業所における5年先のエネルギー消費量の増減見込みについてお答えください。  
 ※単一回答

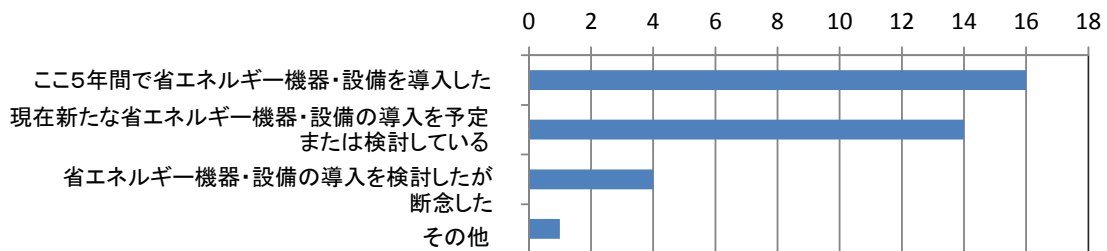
回答	回答数
1割以上増加する見込み	3
微増する見込み	3
ほぼ横ばい	2
微減する見込み	5
1割以上減少する見込み	2
分からない	4



(5) 問4(1)

【設問】 貴事業所における省エネルギー機器・設備の導入状況はどのようなものですか。  
 ※複数回答：無制限

回答	回答数
ここ5年間で省エネルギー機器・設備を導入した	16
現在新たな省エネルギー機器・設備の導入を予定または検討している	14
省エネルギー機器・設備の導入を検討したが断念した	4
その他	1

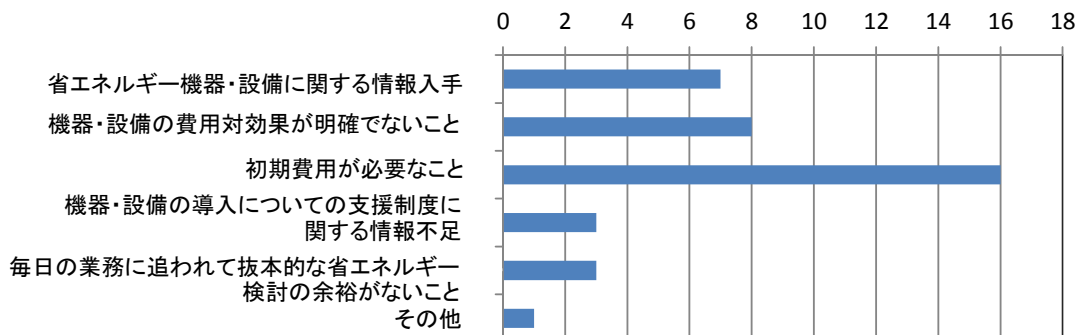


(6) 問4(2)

【設問】省エネルギー機器・設備の導入あるいは検討された際の課題

※複数回答：3つまで

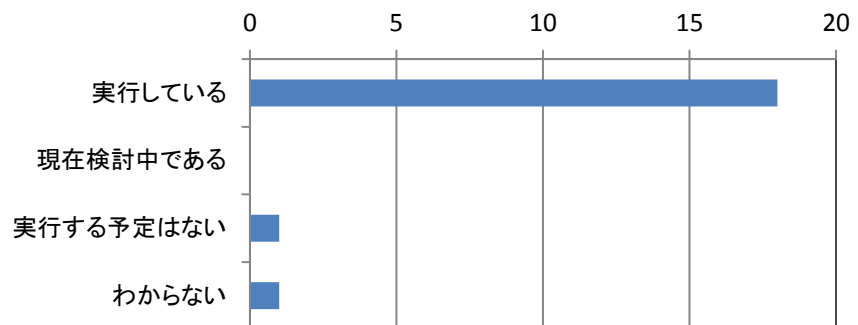
回答	回答数
省エネルギー機器・設備に関する情報入手	7
機器・設備の費用対効果が明確でないこと	8
初期費用が必要なこと	16
機器・設備の導入についての支援制度に関する情報不足	3
毎日の業務に追われて抜本的な省エネルギー検討の余裕がないこと	3
その他	1



(7) 問5(1)

【設問】貴事業所では地球環境の保全に向けて、自主的な目標を定め、具体的な取り組みを実行していますか。 ※単一回答

回答	回答数
実行している	18
現在検討中である	0
実行する予定はない	1
わからない	1



#### 4 インタビュー調査結果の概要

それぞれの事業所でのエネルギー消費や省エネの取組に関する状況や課題を確認しました。以下に概要を示します。また、参考事例として計画書に記載した取組もあります。

##### (1) 省エネ対策と目標について

○省エネのみの場合、初期投資の回収期間は5年以下(最短は2年)。

○ほとんどの事業所で、機器更新時に省エネ型機器の導入を図っている。

○省エネ目標は全て原単位であった。1社省エネ法対象ではなくなった事業所もあったが、提出された計画では原単位だった。

○個別事例

- ・超高効率空調機器の導入には国交省の補助金を活用。今後の導入についても補助金を前提としている(病院、大学)。
- ・LEDに置き換えるのは、調光無しで長時間使用する所から、最後は宴会場。シャンデリアは調光(無段階、サイスリタ方式)が必要で、未だに白熱球を使用している(旅館、ホテル)。
- ・原単位については、金額よりは生産量の方が管理しやすい(製造業2社)。

##### (2) 県に提出している計画について

○総量目標で報告しているのは、「製造業」2社、「病院、大学」1社の計3社。

○原単位で報告している事業所は、概して総量目標は困難としている。

○個別事例

- ・生産アップを想定しているので、総量目標は困難。また、製品はOEMがほとんどであり、自分で生産をコントロールできない(製造業A社)。
- ・総量目標(非増加)については、2012年度は排出係数の悪化で未達成(製造業B社)。

##### (3) 省エネ診断について

○製造業では公的な省エネ診断を希望する声はほとんど無かったが、製造業以外では「無料であれば受けたい」との回答が4社中3社。

○個別事例

- ・社内組織による診断だと、工場としてもすべてを見せられるし、的確なアドバイスも貰える。公的な診断でもこれ以上は望めないと考えている。(製造業C社)。

## 参考－10：用語解説

【アルファベット】

### CO2

→二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

### COP

→気候変動枠組条約締約国会議

### ESCO

→エスコ

### GWP

→地球温暖化係数（GWP）

### HFCs

→ハイドロフルオロカーボン（HFCs）

### IPCC

→気候変動に関する政府間パネル

### ISO14000シリーズ

企業などが地球環境に配慮しながら事業活動を行っていくために、国際標準化機構（ISO）がISO9000シリーズの環境版として作成した国際規格。ISO 14000ファミリーとも呼ばれる。公害対策のように決められた基準値を守ればよいというものではなく、企業が環境への負荷を減らしていくための努力目標を自ら設定し、そのための取り組みをPDCAサイクル(Plan、Do、Check、Act)の考え方をもとに実行し、その結果を認証機関が認定する仕組みになっている。ISO14000シリーズの種類としては、ISO14000～14009の「環境マネジメントシステム」、ISO14010～14019の「環境監査と関係する環境調査」、ISO14020～14029の「環境ラベル」、ISO14030～14039の「環境パフォーマンス評価」、ISO14040～14049の「ライフサイクルアセスメント（LCA）」、ISO14050～14059の「用語と定義」、ISO14063の「環境コミュニケーション」、ISO 14060～14066の「温室効果ガス」などがある。

### J-VER制度

国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会が、排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることのできる市場流通可能なクレジット（J-VER：Japan Verified Emission Reduction）として認証する制度。なお、2013年4月に国内クレジット制度(国内排出削減量認証制度)とJ-VER制度が発展的に統合したJ-クレジット制度が開始された。

## PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

## PFCs

→パーフルオロカーボン (PFCs)

## SF6

→六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

【ア行】

## 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

京都議定書における削減対象の温室効果ガスの一つ。亜酸化窒素、酸化二窒素ともいう。笑気ガスとも呼ばれ、全身麻酔に使用されるガス。地球温暖化係数 (GWP) は310であり、オゾン層破壊作用も有する。窒素肥料の使用、自動車の走行により排出される。p.13参照。

## 運輸部門

二酸化炭素排出量算定における部門の一つで、産業・業務・家庭などあらゆる主体が行う人・物の輸送に関するものが含まれる。具体的には自動車、鉄道等を示す。

## エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法。急発進、急加速、空ぶかしをしない、タイヤの空気圧を適正に保つ、不要な物を積まない、計画的なドライブをする、など。

## エスコ (ESCO)

工場やオフィス、店舗、公共施設などの省エネを支援し、それにより削減されたエネルギーコストから報酬を得る事業。市場原理にゆだねつつ省エネを推進できる手法として期待されている。日本では1990年代半ばからESCO事業者が登場し、2007(平成19)年施行の環境配慮契約法でグリーン契約の対象となったことが追い風となって普及した。

## エネファーム

家庭用燃料電池。「エネルギー」と「ファーム＝農場」の造語。都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気をつくり出し、さらに発電の際に発生する熱を捨てずに給湯に利用する。エネルギーをフルに活用するシステム。

### **エネルギー管理システム**

電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげるシステム。データを表示して利用者の省エネ行動につなげるケースから、自動的に使用量を調整する機能を持つ例まで様々で、定義があいまいな面も。家庭(Home)用の「HEMS」、ビル(Building)の「BEMS」などの用語もある。

### **エネルギー起源二酸化炭素**

灯油やガス等の直接消費や化石燃料により得られた電気等のエネルギー消費に伴って発生する二酸化炭素。

### **エネルギーの地産地消**

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなうことで、山梨県は、概ね2050年頃までに、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」を目指している。

### **オフセットクレジット**

カーボン・オフセット(自分の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること)に用いるクレジット。環境省が運営するオフセット・クレジット(J-VÉR)制度に基づいて発行される、国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量を指す。

### **温室効果ガス**

温室効果をもたらす気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなどの大気中濃度が増加傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>が削減対象の温室効果ガスと定められた。p.13参照。

### **温室効果ガス排出抑制計画**

事業活動により排出される温室効果ガスの削減を図るため、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対して、山梨県地球温暖化対策条例において作成及び県への提出を義務付けている計画。p.22参照。

【力行】

### **カーボン・オフセット**

日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方。イギリスを始めとした欧州、米国等での取組が活発であり、日本でも民間での取組が拡がりつつある。カーボン・オフセットの仕組みを利用したと思われる国内の取組は、累積で約1,211件（2013年1月末時点）に達している。

### **海面上昇**

地球温暖化による影響の一つ。地球温暖化により、主に海水温が上がり海水が膨張し、また、地球の両極の氷が融けることにより海面が上昇する現象。特に海拔の低い島嶼(とうしょ)諸国での冠水被害や砂浜の流出などが危惧されている。

### **化石燃料**

化石燃料とは、動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。その燃焼に伴い、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。

### **家庭エコ診断**

資格を有する診断員が、家庭のエネルギー使用量や光熱費、CO<sub>2</sub>排出量の状況をわかりやすく説明し、家庭の状況に合わせたオーダーメイドの省エネ・省CO<sub>2</sub>対策を提案する。環境省では、2014(平成26)年度から「家庭エコ診断制度」を創設する予定。

### **家庭部門**

二酸化炭素排出量算定における部門の一つで、自家用自動車などの運輸関係を除く家庭でのエネルギー消費に係る部門。

### **環境家計簿**

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動を促進するとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。

### **環境管理システム（環境マネジメントシステム）**

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格がISO14001である。



## **環境教育**

環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。山梨県では、2013(平成25)年3月、「やまなし環境教育等推進行動計画」を策定し、取組を推進している。

## **カンクン合意**

メキシコのカンクンで開催されたCOP16で採択された一連の国際的な合意。先進国と途上国の双方の削減行動や目標が気候変動枠組条約の下で正式なものとして合意された。参考資料-3(p.参考-12)参照。

## **間伐材**

森林の木々が成長して林内が過密になってくると、光が地面まで届きにくくなり、木々が健全に育つことが難しくなる。このため、木々の一部を切ることで、森林全体を健全な状態に保つ作業を間伐といい、その際に伐採される木材を「間伐材」と呼ぶ。

## **緩和策**

CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスを削減し、大気中の温室効果ガス濃度の上昇を抑えて、温暖化の進行を食い止めるための排出削減策。

## **気候変動 (Climate Change)**

大気の平均状態である気候が様々な要因により、多様な時間スケール(例えば氷期と間氷期は約10万年周期)で変動すること。自然の要因には地球自転軸の傾きの変動、太陽活動の変化、火山噴火など、人為的な要因には温室効果ガスの増加、森林破壊などがある。科学的な気象観測が行われる以前の時代の気候を古気候といい、年輪や花粉、氷床掘削や海(湖)底堆積物などの分析から推定する。

## **気候変動に関する国際連合枠組条約 (Framework Convention on Climate Change : FCCC)**

一般的に気候変動枠組条約と呼ばれる。地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年5月に採択され、1994年3月21日に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。日本は、1992年に署名、1993年に批准。

## **気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change : IPCC)**

1988年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5~6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。2007年のノーベル平和賞を受賞。

## **気候変動枠組条約締約国会議（COP）**

COPは各条約の締約国会議（Conference of the Parties）を意味する略称として用いられるが、1997年のいわゆる京都会議（COP3）以降、気候変動枠組条約締約国会議のことを一般的には指すことが多くなった。1995年ドイツのベルリンで第1回締約国会議（COP1）が開催されて以来、毎年開催されている。1997年京都で開催されたCOP3では各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。参考資料－3(p.参考-11)参照。

## **京都議定書**

1997(平成9年)12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において採択された、先進国の削減目標を明確に規定した議定書。この中で日本の温室効果ガス排出量削減目標は6%となった。

## **京都議定書目標達成計画**

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、2005(平成17年)4月に閣議決定され、2008(平成20年)3月に改定された、京都議定書による我が国の6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画。参考資料－3(p.参考-13)参照。

## **業務部門**

二酸化炭素排出量算定における部門の一つで、企業の管理部門など、事務所・ビル、ホテル、百貨店などの第三次産業などにおけるエネルギー消費に係る部門。

## **クリーンエネルギー**

電気や熱などのエネルギーに変えても、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などの有害物質を排出しない、または排出量が少ないエネルギー源。太陽光、水力、風力、地熱などのほか、燃料電池、コージェネレーション、天然ガスなども含まれる。山梨県では、再生可能エネルギーと燃料電池を併せて「クリーンエネルギー」と呼んでいる。

## **グリーン購入**

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

## **建設リサイクルに関する山梨県の指針**

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第3条に基づき国が定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（2001(平成13)年1月）に即して、同法第4条に基づき山梨県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるもの。

## **原単位**

生産や販売、生活などの活動を行うとき、一定量の活動成果を得るのに使用・排出される要素（原材料・エネルギー・各種サービス・所要時間・廃棄物など）の数量。活動の効率性を示す指標として用いられる。

## **コージェネレーションシステム**

コージェネレーション（コジェネ）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する、熱電併給システム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率を実現可能。

## **国内排出量取引制度**

京都議定書で決められた温室効果ガス削減の数値目標を達成するための国内対策の補完制度のこと。京都メカニズムのひとつである、先進国間で排出量を売買する排出量取引と同じ原理。日本でも、2008(平成20)年10月21日から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始した。

## **固定価格買取制度**

固定価格買取制度（フィード・イン・タリフ(FIT)制度）とは、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。参考資料－3(p.参考-13)参照。

## **こどもエコクラブ**

次世代を担う子どもたちが、人と環境との関わりについての体験を積み重ねながら、環境を大切にすることを育んでいくことを目的として、環境省が地方公共団体との連携のもとに実施している。こどもエコクラブの参加募集は、全国の市区町村又は都道府県の環境担当課が窓口となっており、幼児から高校生なら誰でも参加可能。2014年2月4日現在 登録クラブ数は1,983クラブ、メンバー数は99,547人。

## **コミュニティバス**

交通空白地域の住民の移動手段を確保するため、自治体が運営主体となり、バス会社等に運行を委託するバス運行サービス。

【サ行】

### **再生可能エネルギー**

再生可能エネルギーとは、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料から生み出したものではなく、太陽光や風力、地熱等、地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーを指す。

具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー、水力発電、地熱発電、太陽熱発電・太陽熱利用、潮流発電等がある。これらを活用することで、純国産で、枯渇することなく、温室効果ガスの排出量が少ないエネルギーを得ることが可能となる。

### **産業部門**

二酸化炭素排出量算定における部門の一つで、第1次産業及び第2次産業が含まれる。具体的には農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を示す。オフィス機能（本社・事務所など）の部分は業務部門に含まれる。

### **三ふっ化窒素**

化学式 $\text{NF}_3$ で表される無機化合物。2013（平成25）年5月に改正された地球温暖化対策推進法で温室効果ガスに追加された。

### **次世代自動車**

2008（平成20）年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、運輸部門からの二酸化炭素削減のため定められた、ハイブリッド自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車・天然ガス自動車等のこと。同計画では2020年までに新車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げている。

### **自動車環境計画**

山梨県地球温暖化対策条例に基づき、自動車を使用する事業者が策定する、自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画。

### **省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）**

燃料資源の有効な利用を目的として、第2次石油危機後の1979年に制定。工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている。また、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門での対策を強化するため、改正省エネ法が2009(平成21)年4月1日から施行されている。さらに、2013(平成25)年改正では電力需要ピーク時の電力使用を低減する取組をプラスに評価する体系にしている。

## **小水力発電**

再生可能エネルギーのひとつで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法として、地球温暖化防止という観点からも見直されている発電方法である。

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象である出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

## **新エネルギー**

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（1997(平成9)年制定）において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用などが該当する。

## **森林環境税**

災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能を持つ森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくための財源として、山梨県で2012(平成24)年4月1日から導入された税。

## **水素ステーション**

二酸化炭素を排出しない究極のクリーンエネルギーである水素を燃料電池自動車に供給する設備。

## **スマートコミュニティ**

スマートコミュニティは、電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システムの概念。

【夕行】

## **ダーバン合意**

南アフリカのダーバンで開催されたCOP17で採択された一連の国際的な合意。全ての締約国が参加する将来の法的な枠組を2015年（平成27年）までに採択し、2020年（平成32年）から発効させること等が合意された。参考資料－3(p.参考-12)参照。

## **第2次県有林管理計画**

県有林管理計画は、地域森林計画、市町村森林整備計画等との整合性を図りつつ、長期的な見通しのもと、5年ごとに樹立する10年間の事業計画であり、第2次県有林管理計画は2011(平成23)年4月1日に樹立。計画期間は、2011年4月1日～2021年3月31日。

## **代替フロン**

オゾン層破壊力の大きい特定フロン（CFC類）に替わり生産されているフロン類。当初はCFCに替わりオゾン層破壊力が弱い代替フロンHCFC類が広く使用されてきたが、HCFCは漸次生産中止の方向にあり、現在はオゾン層を破壊しない第二世代の代替フロンHFC類が使用されるようになった。しかし、代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く、HFC類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。

なお、京都議定書の対象ガスの内、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>を代替フロン等3ガスという。

## **太陽光発電**

一般的な太陽電池は、シリコンなどの素材でできている2つ以上の異なる半導体を貼り合わせた構造をしている。

異なる半導体同士が接する面を接合面と呼ぶが、この接合面に光（光子）が当たると、衝突した光子のエネルギーによって電子と正孔が発生し、これらの電荷を帯びた粒子（荷電粒子）が移動する仕組みにより、電気が流れる。

## **地球温暖化係数（GWP）**

温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果を1とした比で表したものの。GWPはGlobal Warming Potentialの略。p.13参照。

## **地球温暖化対策推進本部**

1997(平成9)年12月に設置。内閣総理大臣を本部長に関係府省大臣をメンバーとして、京都議定書の着実な実施に向け、具体的かつ実効ある対策を総合的に推進。

2005(平成17)年2月16日に京都議定書が発効したのに伴い、地球温暖化対策推進法律が改正され、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関として、法律に基づく本部として改めて内閣に設置された。

## **地球温暖化対策税**

地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、2012(平成24)年度税制改正において実現した税。広範な分野にわたりエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。参考資料-3(p.参考-13)参照。

## **地球温暖化対策の推進に関する法律**

地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化、気候変動に関する国際条約を踏まえ、地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。京都議定書の批准を受け、2002(平成14)年の改正によって京都議定書の的確な実施を掲げるとともに、国民の取組の強化を図る措置が盛り込まれた。また、2013(平成25)年には、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、法律の一部を改正し、国による地球温暖化対策計画の策定を規定した。

## **地球温暖化防止活動推進員**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民などによる地球温暖化防止の活動を支援し助言するため、都道府県知事が委嘱するもの。山梨県では、2003(平成15)年から委嘱を開始。任期は2年間。

## **地球温暖化防止活動推進センター**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。全国に一箇所及び都道府県又は指定都市等に各一箇所を指定することが決められている。山梨県では、2004（平成16）年に特定非営利活動法人フィールド<sup>21</sup>を指定。

## **適応策**

生活・行動様式の変更や防災投資の増加といった自然・社会システムの調節を通じて温暖化による悪影響を軽減する対策。

## **デマンドバス**

乗客の要望(デマンド)に応じて、運行ルートや乗降場所などを臨機応変に対応させることのできる“予約乗り合いバス”。運行する事業者によって自由になる部分（ルート／時間／乗降位置／呼び出しの有無など）は異なるが、おおむねタクシーのような感覚で利用できるバスだと言える。近年、各種ハイテク技術を利用したデマンドバスが登場し、ITS（高度道路交通システム）の活用策として注目されている。この場合、乗客は電話や専用端末やインターネットなどを通じて乗車の予約を行い、事業者がその情報などを元にバスの運行プランを立てるところがポイント。

## **当面の地球温暖化対策に関する方針**

地球温暖化対策推進本部において、2013（平成25）年3月に定めた、2013（平成25）年以降の温暖化対策に関する方針。

## **トップランナー基準**

省エネ法は、家電やガス機器などのエネルギーを消費する機器の製造業者や建売住宅事業者に対して、製品のエネルギー使用効率の向上を努力義務として課している。基準値に満たない場合は、事業者は国から性能向上の対策を施すように勧告や命令を受けることになっている。この基準値を定める際に使われる考え方が、「トップランナー基準」である。これは、基準値を策定する時点で市場に存在する最も省エネ性能が優れたものをベースに、達成目標年度と共に基準値を策定する制度である。

【ナ行】

## **二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）**

炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を示す。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。p.13参照。

## **燃料電池**

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。

家庭用燃料電池（エネファーム）が2009年から発売が始まり、燃料電池車が2015年一般販売予定など、実用化に向けた動きが急速に進んでいる。

【八行】

## **パークアンドライド**

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。

## **パーフルオロカーボン（PFCs）**

京都議定書における削減対象の温室効果ガスの一つ。半導体の製造工程等において使用されている。地球温暖化係数（GWP）は数千～1万程度。p.13参照。

## **バイオマス**

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

## **バイオマス総合利活用マスタープラン**

2001(平成13)年度に策定した山梨県有機性資源循環利用マスタープランを、2004(平成16)年度に各種資源の利用目標数値を見直したもの。このマスタープランを基に、市町村のバイオマスタウン構想の策定を支援し、8市町村で構想が策定され、森林資源の燃料化という分野を含めた、特色のある取組が進められている。

## **バイオマスタウン**

バイオマスタウンとは、地域において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今度行われることが見込まれる地域をいう。バイオマスタウンを形成しようとする市町村は、地域のバイオマス利活用の全体プランである「バイオマスタウン構想書」を作成し、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議事務局で基準に合致しているか検討された後、バイオマス情報ヘッドクォーターに公開される。2011(平成23)年4月末現在で318地区。

## **ハイドロフルオロカーボン（HFCs）**

京都議定書における削減対象の温室効果ガスの一つ。エアコンの冷媒等に使われている。オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン（CFCs）の代替物であり、地球温暖化係数（GWP）は数百～1万程度。p.13参照。



## **ハイブリッド自動車**

エンジンと電気モーターを使って走る車。低い速度ではモーターで、その後もモーターがエンジンを補助して走る。走りながら充電し、電気自動車のような充電設備は不要。エンジン車より少ない燃料で済み、排出ガスも少ない。渋滞が多い日本で人気が高いが、今後は世界的に排出ガス規制が高まり、海外でも販売が増えるとみられている。

## **非エネルギー起源二酸化炭素**

エネルギー起源以外の二酸化炭素。山梨県では、廃棄物焼却に伴う排出がある。

## **プラグインハイブリッド**

家庭用電源などから直接バッテリーに充電できるハイブリッド車。従来のハイブリッド車よりも、モーター駆動での走行距離が長くなった。

## **フロン回収破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）**

オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務付けた法律。規制対象は、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）。

【マ行】

## **マイはし**

自分用の持ち歩き用の箸。割り箸の使い捨てを見直そうという環境保全運動のひとつ。

## **マイバッグ**

小売店が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参した袋やバッグを使用しようという運動。一人ひとりが実行できる、もっとも身近な環境保全運動のひとつ。

## **マイボトル**

自分用の持ち歩き用の飲料ボトル。ペットボトルの使い捨てを見直そうという環境保全運動のひとつ。

## **緑のカーテン**

ゴーヤなどの植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。

## **メタン(CH<sub>4</sub>)**

京都議定書における削減対象の温室効果ガスの一つ。工業プロセスのほか、水田や反芻動物の畜産からも発生する。地球温暖化係数（GWP）は21。p.13参照。

## **木質バイオマス**

木材からなる生物資源量。樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮や のこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など。植物は温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

【ヤ行】

## **やまなしエコライフ県民運動**

環境にやさしいライフスタイルへ転換することにより、県民共有の長期ビジョンとして掲げた「CO<sub>2</sub>ゼロやまなし」の実現を図ることを目的として、日々の生活の中で実践できる7つのエコ活動への参加を呼びかける運動。p.24参照。

## **やまなしエネルギー環境マネジメントシステム**

山梨県が一事業者として、環境負荷の低減、地球温暖化の防止、エネルギーの合理的使用その他の環境保全に関する職員の環境活動を推進することを目的として構築した独自の環境管理システム。

## **やまなしエネルギー地産地消推進戦略**

「エネルギーの地産地消」実現のため、2013（平成25）年4月策定した、具体的な目標とその達成に必要な施策等を示すロードマップ。

## **やまなし型住宅用太陽光発電モデルプラン**

県民が自宅に合ったモデルプランを比較検討し、安心して設置できるよう、県内の太陽光発電設置事業者から募集したプランを県が審査、採択したもの。

## **やまなし環境教育等推進行動計画**

「環境教育等により環境保全の取り組みの促進に関する法律」や「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の中で新たな考え方や制度を示していることなどを踏まえ、2013（平成25）年3月に策定した計画。本県における環境教育を推進する上での基本的な考え方や各主体の役割、県の環境教育に関する施策の方向を明らかにし、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、各主体の役割に応じ、様々な場における環境教育に関する具体的な取り組みを体系的に分かりやすく整理した。

## **山梨県環境基本計画**

環境基本条例で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにするとともに、施策を総合的、計画的に推進するため、2005（平成17）年2月策定した計画。2014（平成26）年3月に「第2次山梨県環境基本計画」を策定。

### **山梨県環境保全審議会**

環境の保全、鳥獣の保護及び狩猟、温泉に関する事項について調査審議を行う審議会。専門的な事項を審議するための部会として鳥獣部会、温泉部会、廃棄物部会、地球温暖化対策部会を設置。

### **山梨県グリーン購入の推進を図るための方針**

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条に基づき、基本的事項を定めたもの。

### **山梨県公共建築整備指針**

公共建築の整備を円滑に進めるため、整備に対する県の基本的な考え方及び整備プロセスにおいて特に重視すべき留意点を示す指針。

### **山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会**

レジ袋を削減するための方策やレジ袋削減についての意識啓発等を行うため、事業者、消費者団体、行政等を構成メンバーとして2007(平成19)年8月31日設立。「平成20年度容器包装3R 推進環境大臣賞」の「地域の連携・協働部門 奨励賞」を受賞。

2008年以降は、レジ袋削減を推進するために、「山梨県におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結している。2013(平成25)年7月1日現在36事業者1組合と団体等と締結。

### **山梨県木質バイオマス推進計画**

利用を推進するうえでの課題を整理し、本県の現状に即した、それぞれの主体の取組を提示していくことで、木質バイオマスの利用を推進することを目的として、2009(平成21)年3月に策定した計画。2014(平成26)年3月に新たな計画を策定。

### **やまなし省エネ県民運動**

県民、事業者、行政が一体となって省エネに取り組む運動。

### **やまなし都市づくりの基本方針**

まちづくりのあり方として、既存の都市機能などのストックを活用し、集約型の都市構造であるコンパクトシティを目指したまちづくりへの転換が必要、との考えを盛り込んだ方針。2007(平成19)年5月策定。

### **やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度**

山梨県内における企業・団体の森づくりへの参加を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とするために実施するCO<sub>2</sub>吸収量を認証する制度。山梨県地球温暖化対策条例では、温室効果ガス排出抑制計画において、排出量と森林整備による吸収量の相殺(オフセット)を認めている。

【う行】

### リユース

一度使用された製品又はその部品を、そのまま再利用すること。

### 冷媒

冷蔵庫やエアコンの冷却剤として使われる物質。代表的な冷媒として特定フロンや代替フロンがあるが、オゾン層破壊や地球温暖化の防止対策として脱フロン化が進められている。

### 六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

京都議定書における削減対象の温室効果ガスの一つ。マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用されている。地球温暖化係数（GWP）は2万以上。  
p.13 参照。